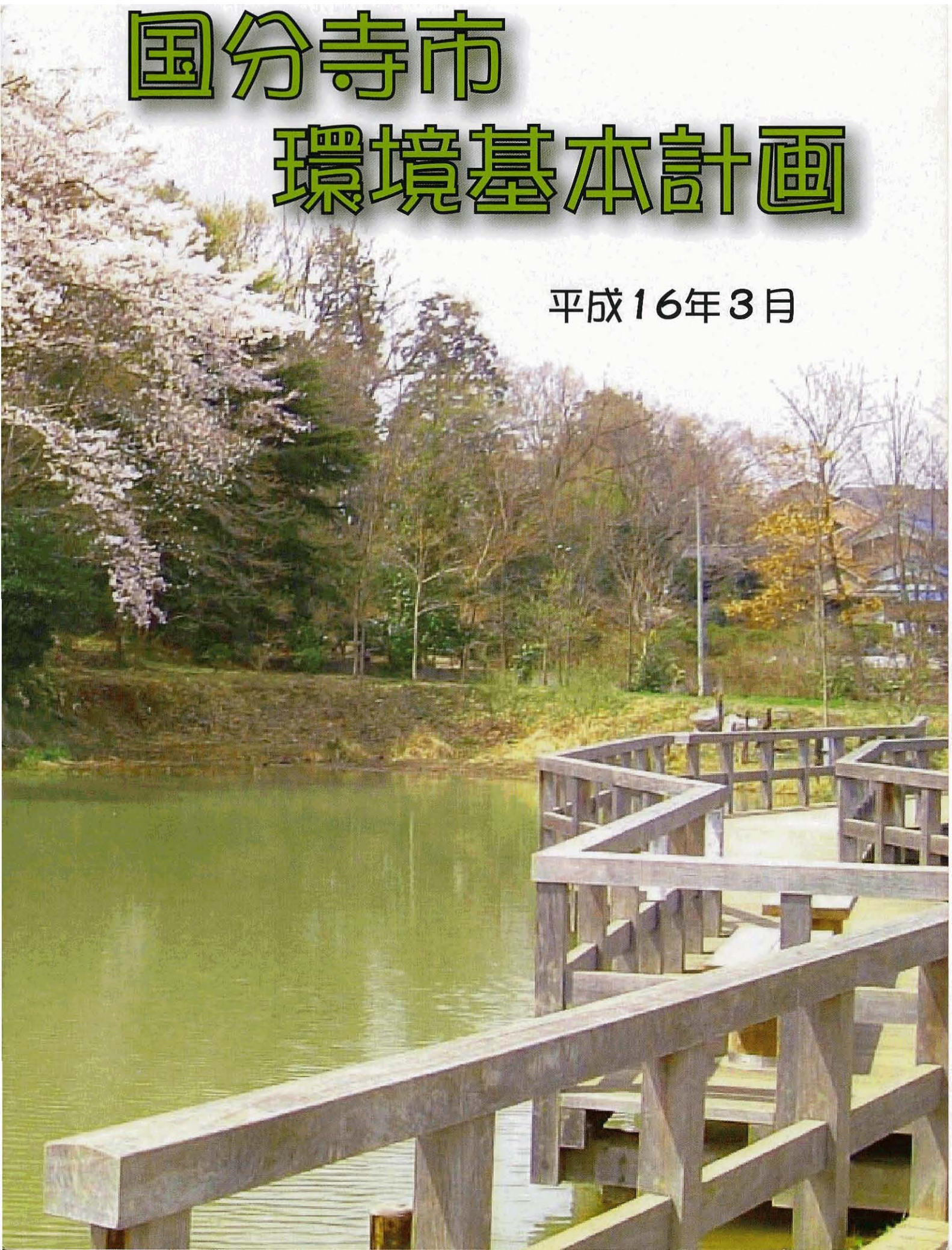


国分寺市

環境基本計画

平成16年3月





はじめに

私たちの国分寺市は、「国分寺崖線」に象徴されるように、豊かな自然の残された住宅都市です。

この豊かな自然環境を将来世代へ継承するため、これまで環境の保全・回復・創造に関するさまざまな施策を進めてきました。

私たちの暮らしは便利で豊かになっていますが、その反面、近年では日常生活が都市型になり、化学物質の人体への影響や増大するゴミなどの新たな環境問題を発生させています。また、私たちの日々のいとなみや、様々な事業活動が、地球の温暖化やオゾン層の破壊などの地球規模の環境問題にも影響を及ぼしていることを忘れてはなりません。

このような環境問題への対応は、本市にとっても重要な課題です。これらの課題の解決のためには、市のみならず、市民、事業者ひとりひとりの取り組みが大切になっています。

そのため、本計画の策定にあたっては、公募によりお集まりいただいた市民による「ワークショップ」を開催し、職員による環境基本計画等策定委員会と並行して検討を重ねてまいりました。それらに加え、市民の代表の方々や有識者等による環境基本計画等検討委員会でもご審議をいただき、本計画に関わったさまざまな方々の思いを反映したものとなっています。

「共生・参加・創造」というまちづくりの理念に基づき、今後市では環境問題に積極的に取り組む自治体を目指して、環境の保全・回復・創造に関する施策を総合的・計画的に推進してまいります。市民・事業者の皆様におかれましても、それぞれの立場において、本計画の実現に向けて取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

また、この計画の策定にあたり、長期にわたりご尽力いただきました環境ワークショップの皆様をはじめ、環境基本計画等検討委員の皆様、貴重なご意見をお寄せくださいました市民・市民活動団体、事業者の皆様にご心からお礼を申し上げます。

平成16年3月

国分寺市長

星野信夫

目 次

第1部 計画の基本となる考え方 1

第1章 計画の位置づけ 3

1. 計画策定の背景 3

2. 計画の位置づけ 5

第2章 計画の性格 6

1. 計画の目的と役割 6

2. 計画策定の視点 6

3. 計画の期間、対象 7

4. 計画の構成 8

第2部 計画の目標とその実現に向けて 9

第1章 国分寺市の環境の現況と課題 11

1. 自然の中の私たち 11

2. 健康で安全な暮らし、うるおいのあるまち 12

3. 地球の上の私たち 13

第2章 望ましい将来像と環境都市に向けた条件整備 14

1. 望ましい将来像 14

2. 環境都市に向けた条件整備 15

第3章 望ましい将来像を達成するための 分野別将来像、基本方針・施策の体系 16

1. 自然の中の私たち 18

2. 健康で安全な暮らし、うるおいのあるまち 30

3. 地球の上の私たち 47

第4章 今、特に優先して取り組むべき施策 52

第3部 計画を有効なものにするために…………… 55

第1章 環境教育・環境学習…………… 57

1. 地域における環境教育・学習の充実…………… 57
2. 環境教育、環境学習の拠点の整備…………… 57
3. 地域のリーダーの育成、ネットワーク化…………… 58
4. 学校や公園、緑地、水辺等の活用…………… 58
5. 事業者の環境活動の促進と支援…………… 58
6. 環境教育・学習教材の活用、プログラムづくり…………… 58
7. 市職員、教員の研修の充実…………… 58

第2章 計画の推進のためにしくみをつくる…………… 59

1. 環境基本条例の制定…………… 59
2. 推進と評価・点検のしくみをつくる…………… 59

第3章 計画を進める体制をつくります…………… 61

1. 専任組織…………… 61
2. 協働の場…………… 61
3. 環境審議会…………… 61
4. 環境推進管理委員会…………… 61
5. 環境情報センター…………… 61
6. 連携を進め、力を合わせます…………… 63

参考資料…………… 65

- 計画策定の経緯…………… 68
- 環境基準等…………… 71
- 用語解説…………… 76

第 1 部 計画の基本となる考え方



第22回こくぶんじ写真コンクール入賞作品

第1部 計画の基本となる考え方

第1章 計画の位置づけ

1 計画策定の背景

1-1 私たちにとっての「環境問題」

国分寺市は、国分寺崖線^{*}や湧水群などの豊かな自然、史跡武蔵国分寺跡など貴重な歴史的遺産、さらには江戸時代の新田開発以降、人々の暮らしのなかで育かれた農地や雑木林、五日市街道のけやき並木など心温まる景観など豊かな環境に恵まれてきました。

しかしながら、急激な都市化の進展に伴って、これらのかけがえのない財産は減少の一途をたどっています。

また、私たちは、大量生産、大量消費、大量廃棄といった社会の流れのなかで、物質的には豊かになった反面、緑や貴重な生物の減少、大気汚染やその他の公害、ごみや資源・エネルギー問題などさまざまな環境問題を引き起こしてきました。

かつての環境問題は、産業型公害のように、加害者と被害者とが明確に分かれていましたが、現在では、自動車交通による大気汚染、生活排水による川の水質汚濁など日常生活や事業活動が原因となる環境問題も多く、私たちの誰もが被害者であると同時に加害者にもなっています。

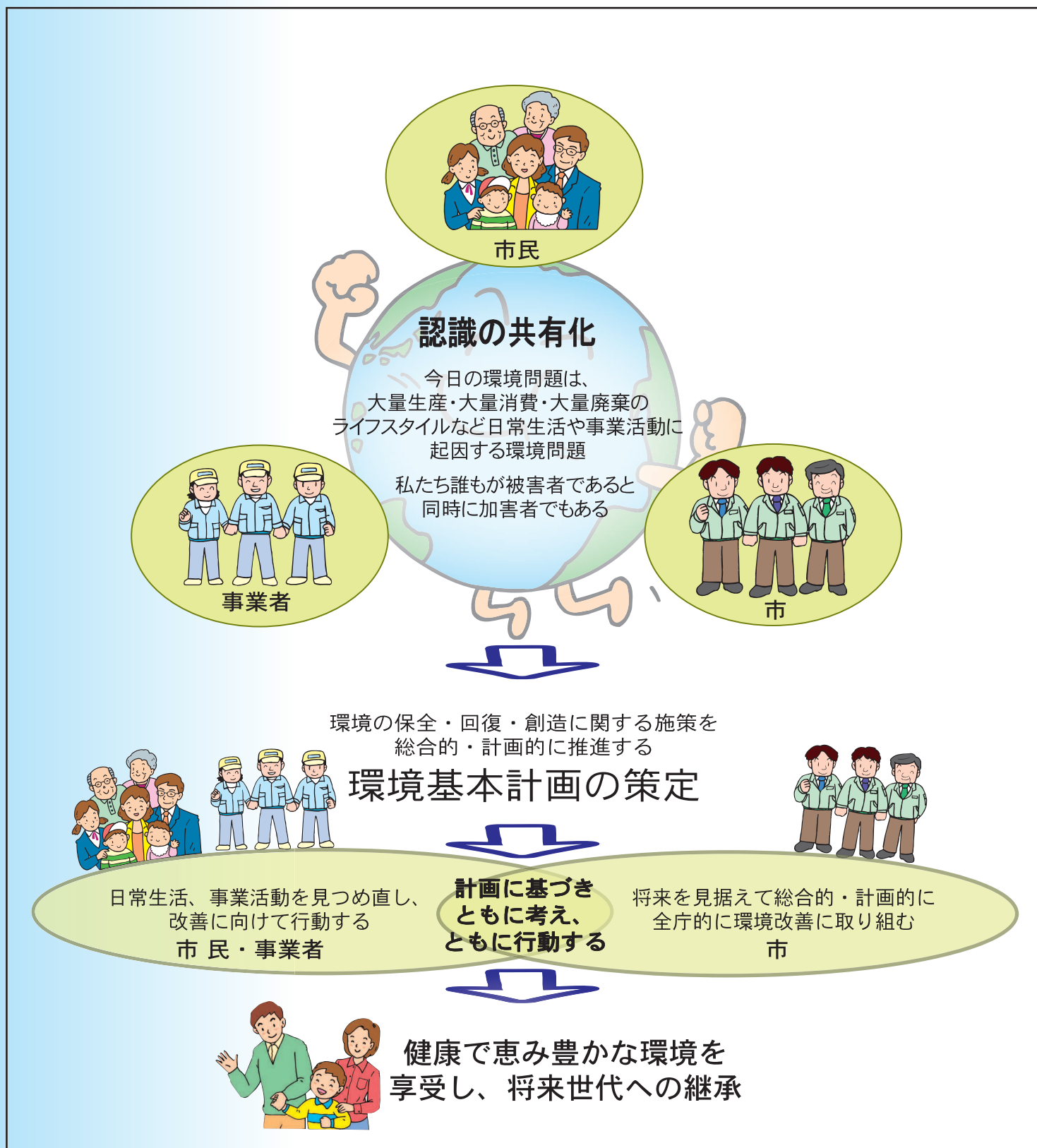
また、ごみ問題のように、今では埋め立てる場所が少なくなり、焼却に伴う環境への影響も無視できなくなるなど、ごみをいかに減らすかということが大きな課題となっています。

1-2 「環境問題」解決に向けて

このように、複雑で多岐にわたる環境問題は、行政の取り組みや市民、事業者による個別の対応だけでは解決できないことがわかってきました。環境問題に対する取り組みを有効なものにするためには、市民・事業者・市が共通の認識のうえに立って、ともに考え、ともに行動することが必要です。

幸い当市では、防災まちづくりのように、地域の課題を地域で解決しているとする活動も根付いています。そこで、今後これらの経験も活かしながら市民・事業者・市が一体となって"健康で恵み豊かな環境を享受し、将来世代へ継承する"ため、国の「環境基本法」^{*}を踏まえて、市民・事業者・市の協働^{*}のもとに策定したのがこの「国分寺市環境基本計画」です。

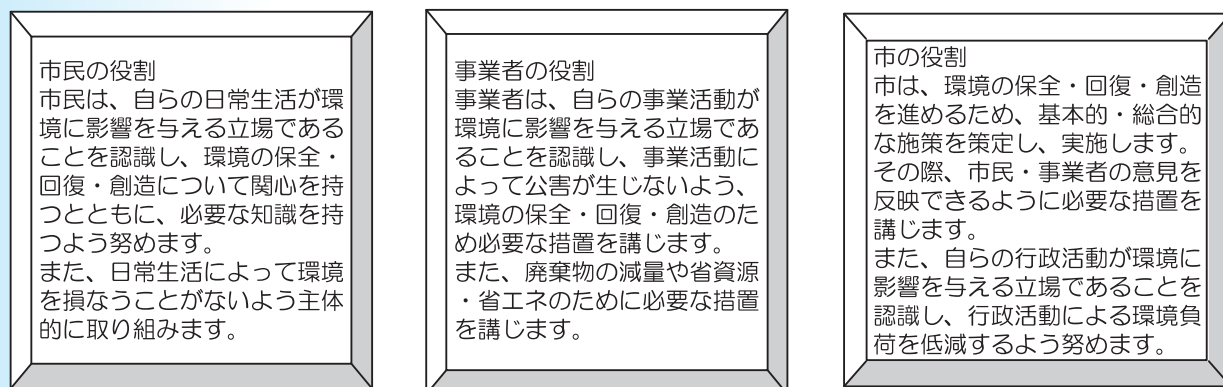
図1. 環境基本計画における協働の概念図



1-3 市民・事業者・市の役割

計画の推進にあたっては、市民・事業者・市がそれぞれ次の役割を果たしていく必要があります。（本計画において市民のなかには、市民活動団体及び自治会等を含む）

図2. 市民・事業者・市の役割



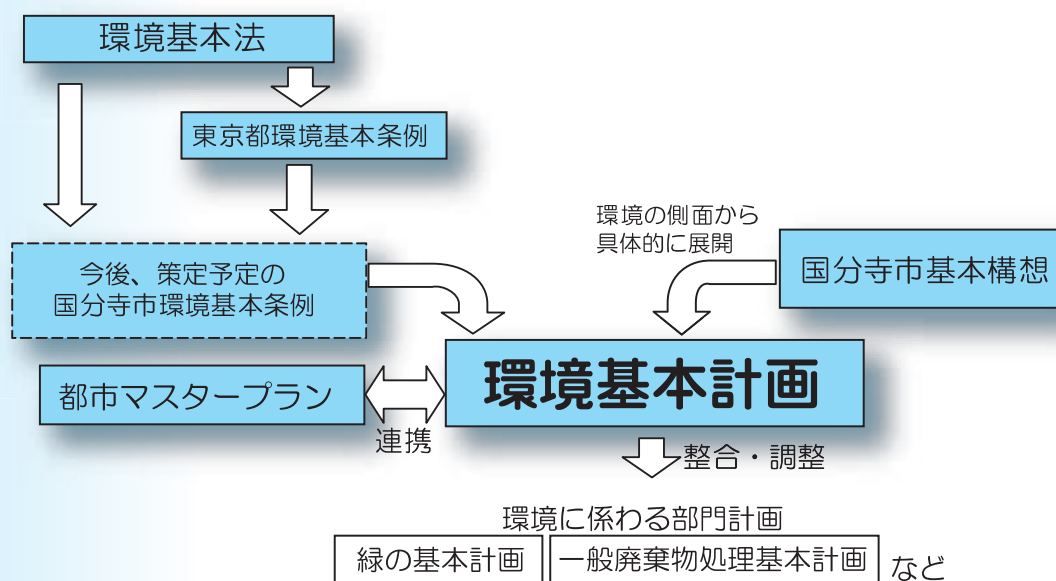
2 計画の位置づけ

「国分寺市環境基本計画」は市民・事業者・市が協働のもとに、未来へ向かって健康で恵み豊かな環境の保全・回復・創造するための、総合的・基本的な計画です。

本計画は、国分寺市基本構想を環境の側面から具体的に展開していく計画であり、今後、当市の全ての施策は、本計画の趣旨に照らして環境に及ぼす影響を検証し、実施されることとなります。

また、本計画は、都市マスタープランと緊密な連携を保つとともに、緑の基本計画、一般廃棄物処理基本計画などの、環境に関わる様々な部門計画を基礎づけるものとなります。

図3. 環境基本計画の位置づけ



「国分寺市環境基本計画」とは「環境基本法」に定める地方公共団体の責務（第7条）及び地方公共団体の施策（36条）の規定に沿う計画です。

なお「環境基本法」第15条では、「政府は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。」とされています。

第2章 計画の性格

1 計画の目的と役割

本計画は将来にわたって自然を損なわずに、市民が健康で恵み豊かな環境を享受し、これを将来世代へ継承するために、「環境負荷の少ない持続可能な社会」を構築することを目的とします。

本計画は環境の保全・回復・創造についての目標と施策の方向を定めるもので、環境行政の基本方針となるとともに、計画を推進するための市民、事業者及び市の役割と、環境に配慮した市民生活、事業活動、施策展開の指針を示します。

また、望ましい将来像の実現に必要な目標及び方針・施策の体系を示すと共に、緊急性・重要性の高い課題に対する取り組みを優先施策として示します。

2 計画策定の視点

次の視点を基本にして、計画を策定しています。

(1) あらゆる手段の活用と適切な組み合わせによる環境の保全・回復・創造

市の様々な施策は環境との関わりを有しています。例えば建設事業の際には、自然環境への影響の少ない手法を採用することや、建設副産物をリサイクルするなどにより、環境への影響を極力少なくすることができます。そのため、環境部局の施策にとどまらず、あらゆる施策を活用します。また、様々な施策を単独で実施するのではなく、施策相互の関わり合い方を考慮し、規制・誘導や経済的な手法なども含め、適切な組み合わせの視点から計画を策定します。

(2) 科学的に立証の難しい影響の予防

私たちは様々な化学物質を利用して物質的に快適な生活を実現しました。しかし、これらの中には、発ガン性や生体毒性*などを示すものやその性質が科学的に不明なものも含まれています。毒性やその汚染経路が明らかな場合は法律で規制されますが、現在流通している化学物質は多種多様で法律による規制だけでは、環境汚染のすべてに対応することは難しくなっています。このため、化学物質の有毒性等に関するデータの蓄積や科学的な知見の充実を図りながら、「環境リスク」を公正に評価し、適切な管理を進める計画を策定します。

(3) 生態系・地球環境への配慮

人間とともに、多様な生物が棲み続けられる環境をめざし、生態系へ配慮した計画を策定します。

また、地域の環境だけでなく、地球環境の改善につながる計画を策定します。

(4) 市民・事業者・市の協働

ごみ問題のように、市民・事業者・市が一丸となって取り組まなければならない問題もあります。環境に対する自らの責任を自覚するとともに、それぞれの立場と責任に応じた役割分担のもとで、自主的かつ積極的に環境への負荷の軽減を図る視点から計画を策定します。

(5) 長期的な視点

現在世代だけでなく、将来を担う世代が共に健康で、恵み豊かな環境を享受できるよう、長期的な視点に立った計画を策定します。

(6) 実効性の確保の視点

計画を実効性あるものにするために、計画の推進のためのしくみや体制づくりについても盛り込んだ計画を策定します。

3 計画の期間、対象

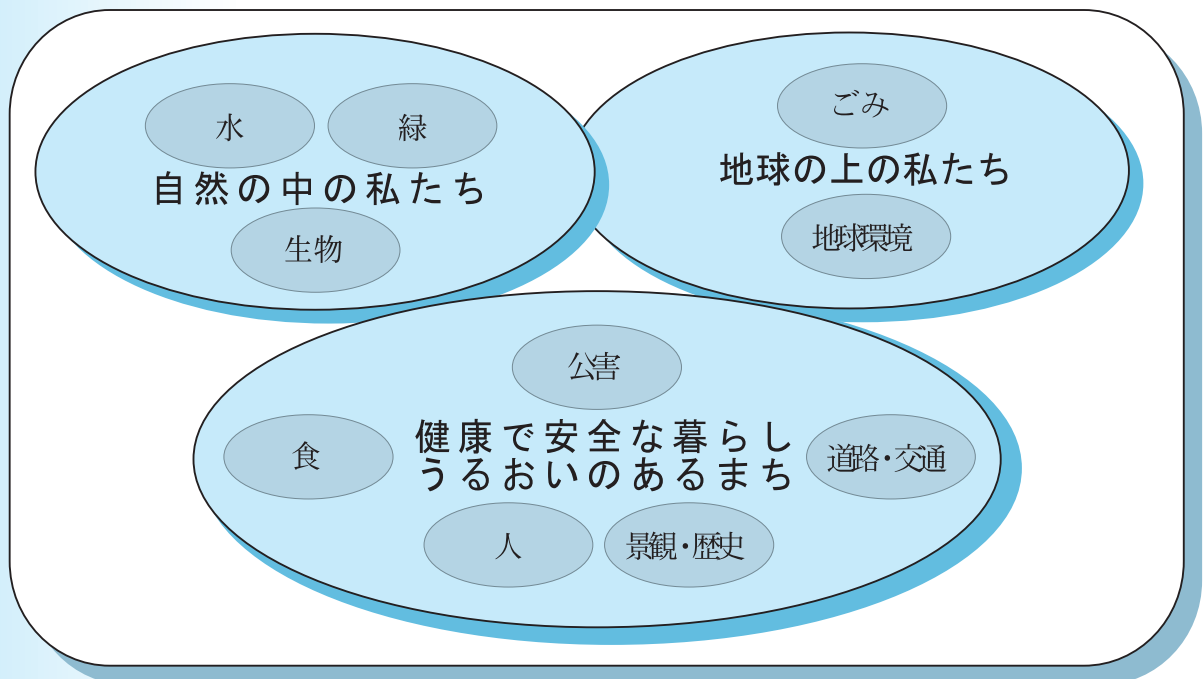
3-1 計画の期間

長期的な視点を持った計画とするため30年後を展望しながら、10年後（平成25年）に向けた計画とします。社会・経済状況の変化などに応じて、適宜必要な見直しを行います。

3-2 計画の核となる要素

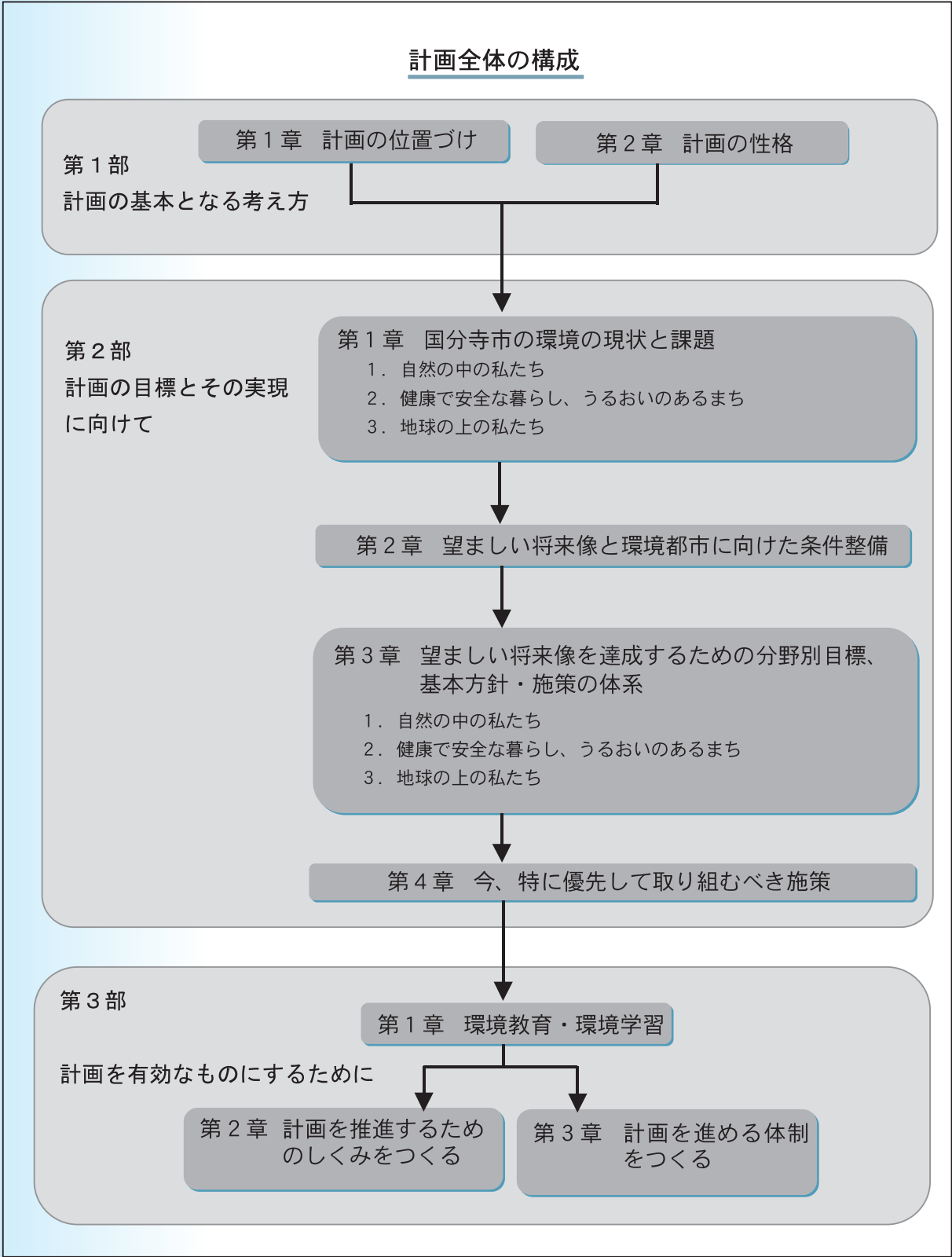
この計画が対象とする環境の範囲は、市民生活に関わる環境要素をできるだけ幅広くとらえるとともに、新たな社会・経済動向、環境を取り巻く状況の変化等を踏まえて、自然や暮らし、地球環境に関わる項目を対象とします。

図4. 〈つなぐことば〉と〈核となる要素〉の関係図



4 計画の構成

計画の基本となる考え方を示したのち、国分寺市の環境の現況と課題を踏まえて環境の「望ましい将来像」を明らかにしています。そして、この環境の「望ましい将来像」の実現に向けて施策を体系化するとともに、計画を推進するためのしくみや体制を示しました。



第2部 計画の目標とその実現に向けて



第2部 計画の目標とその実現に向けて

第1章 国分寺市の環境の現況と課題

1 自然の中の私たち

当市では、昔から崖線の裾から湧出している湧水が生活用水や農業用水に使われたり、樹林地で取れる薪や落ち葉が燃料や肥料に使われたり、自然と人々の暮らしが有機的に結びつき、自然が大切にされ、親しまれてきました。

しかし、上下水道が整備され、電気やガスが普及することによって薪や肥料を得る必要もなくなり、自然と暮らしの結びつきが弱くなってきました。また、急激な都市化の進展に伴って、樹林地や農地の減少が続いています。

それらの緑や水辺空間の減少に伴い、在来の動植物も少なくなっています。崖線緑地や農地、湧水・用水を生き物の生息空間も考慮しながら、適正に管理・保全し、水と緑のネットワーク化を進めていくことが求められます。



2 健康で安全な暮らし、うるおいのあるまち

私たちが健康で安全に暮らすためには、きれいな空気、安全でおいしい水や食べ物が欠かせません。それらに加え、国分寺らしい街並みの中で、公害や交通事故の危険がなく、人と人とのきずながある暮らしを私たちは求めています。

自動車の排気ガス等による大気汚染を防止するほか、有害化学物質[※]等を適正に管理し、正確な情報を提供することが必要です。水質調査を継続実施し、上下水道を適正に維持管理することも求められます。

また、食の安全性に関する積極的な情報公開や地場産の旬の食材を手軽に入手できる環境づくりが求められます。

さらに、市内の道路網整備を進め、身近な生活道路を安全・快適に歩けるようにすることも重要です。

そのほか、豊かな自然や歴史を大切にしながら、地域社会のなかで助け合いの心を育むことができるよう、自分たちで地域の課題を見つけ、解決するしくみが求められます。



3 地球上の私たち

大量生産・大量消費・大量廃棄の社会システムの中で、私たちは物質的に豊かになった反面、資源・エネルギーの限りない消費を生み出してきました。

これらの影響等により近年、地球温暖化[※]や、オゾン層[※]の破壊、酸性雨などの地球環境問題が引き起こされています。私たちは健康で恵み豊かな環境を将来世代へ継承できるように、環境の保全・回復・創造に取り組んでいく必要があります。

私たちが生活していく上で利用する資源やエネルギーも限りあるものとして認識し、市民・事業者・市が一丸となって、省資源・省エネルギーに取り組むことが求められます。

そのためには、ごみの減量・再利用やリサイクルを進めることなどをはじめ、日常生活や事業活動の全般にわたった見直しを行い、「循環型社会」の形成に向けた取り組みを一層強化することが求められます。



リサイクルまつり

第2章 望ましい将来像と環境都市に向けた条件整備

1 望ましい将来像

前章の「国分寺市の環境の現況と課題」を踏まえて、核となる要素ごとの望ましい将来像を次の通り定めます。

核となる要素と望ましい将来像

つなぐことば	核となる要素	望ましい将来像
自然の中の私たち	緑	「緑と人とのいい関係をつくって、緑を残す・創る」
	水	「豊かできれいな湧水、おいしい水、水の流れ」
	生物	「多様な生物との共生」
健康で安全な暮らし、 うるおいのあるまち	公害	「きれいな空気・公害のないまち」
	食	「安全で豊かな食」
	道路・交通	「安心して、気持ちよく歩ける道」
	人	「安心して暮らせる、人のきづなのあるまち」
	景観・歴史	「国分寺らしい景観・住み続けたいまち」
地球の上の私たち	ごみ	「資源を大切にして、ごみゼロをめざす社会」
	地球環境	「持続可能な地球環境」

2 環境都市に向けた条件整備

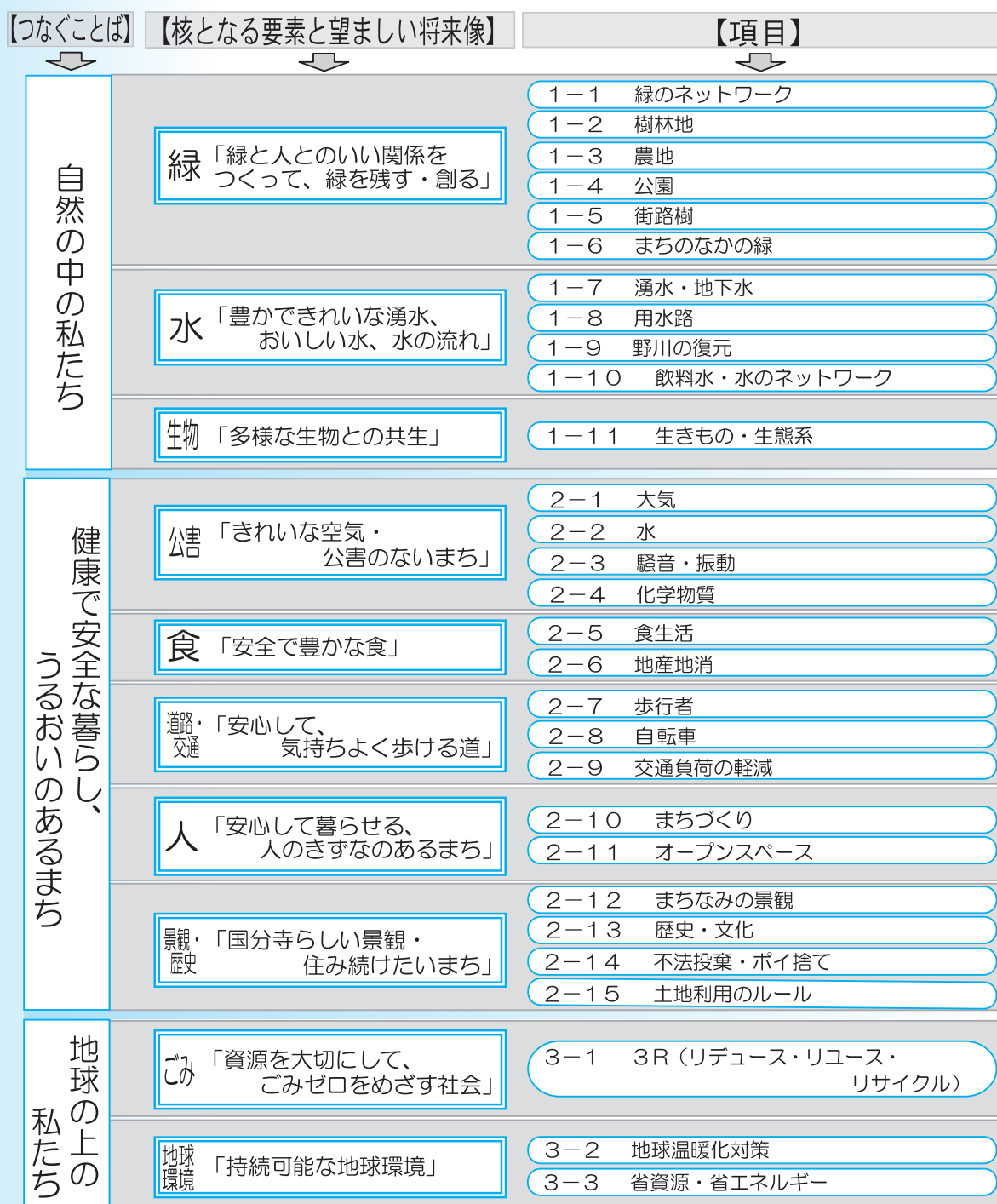
「健康で恵み豊かな環境を享受し、それを将来世代へ継承する」を基本理念として、市は市民及び事業者等と協働しつつ、本計画を率先して強力に実行していきます。そして、環境都市としてその決意を宣言できるよう、条件整備を進めます。

第3章 望ましい将来像を達成するための 分野別将来像、基本方針・施策の体系

第1章に示された課題を解決しながら、第2章の望ましい将来像を達成するためには、市民・事業者・市が、同じ目標に向かって、それぞれの役割に基づいて取り組むことが大切です。

そのため、第3章では、分野別の望ましい将来像を示し、方針・施策の考え方と体系を整理しています。

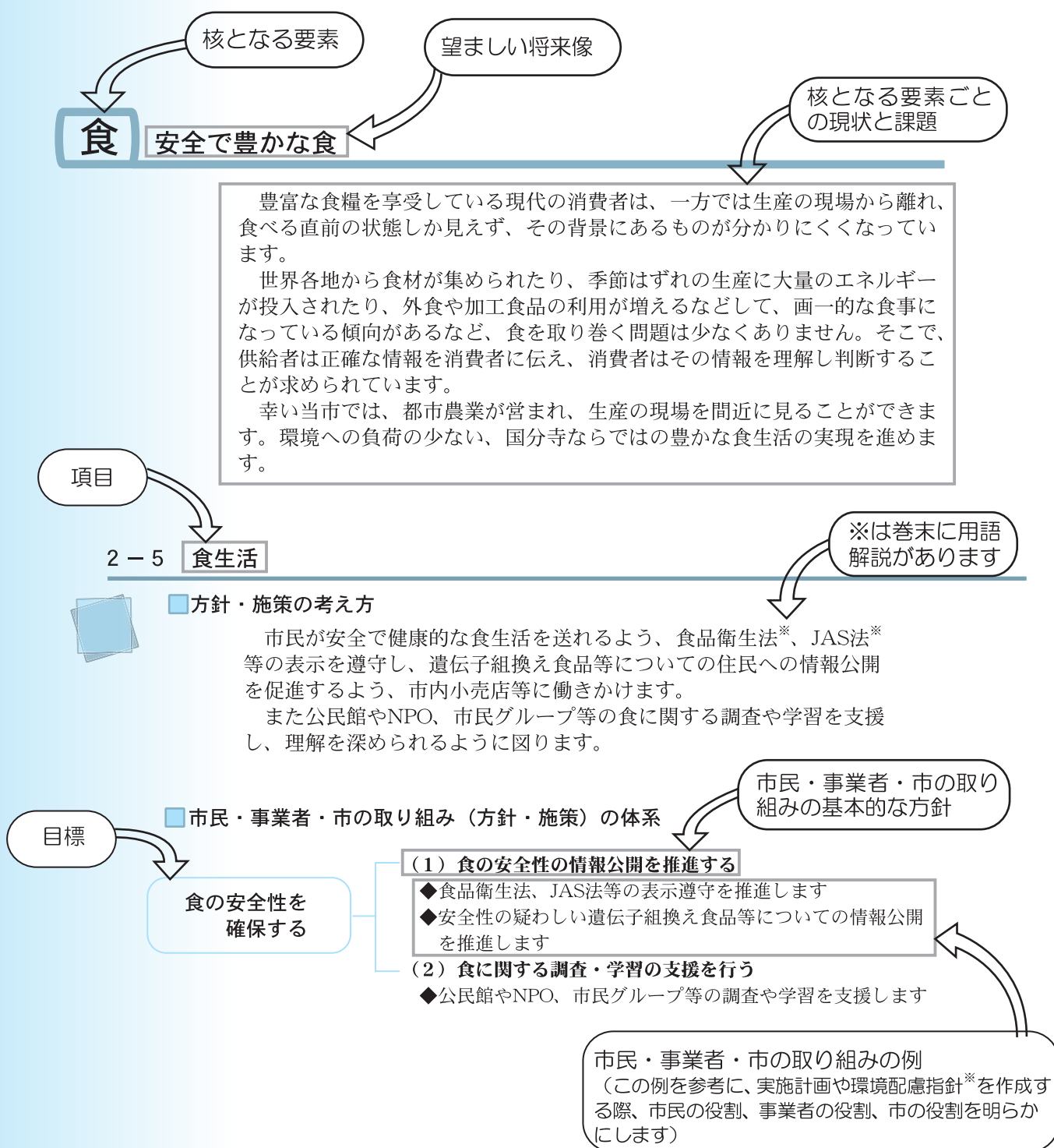
図5. 体系図



分野別将来像、基本方針・施策の体系の見方

次ページ以降には、分野別の将来像、基本方針、施策の考え方と体系を掲載しています。

見方は以下の図のようになっており、今後実施計画、配慮指針作成時に検討を深め、市民・事業者・市の各主体ごとの役割を明らかにします。



緑

緑と人とのいい関係をつくって、緑を残す、創る

緑は、自然の大きな「つなぎ手」です。自然をつないでいるだけではありません。自然と、そのなかで生きている私たちとのあいだをつなぎ、それをとおして、私たちどうしのあいだの関係もつなぎなおしてくれる可能性を秘めた、かけがえのない存在です。

かつては、見渡すかぎり「武蔵野」の緑（林と畑）が広がっていたここ当市も、いまでは急激な都市化の進展に伴って、樹林地や農地がひとつ、またひとつと消えてゆき、緑は、実生活とのつながりを絶たれ寸断化が進んでいるのが実情です。

昭和63年には、430.8ヘクタールあった緑被地が、平成10年では344.91ヘクタールにまで減少しています。緑の基本計画では、平成32年には、市域面積の35％に相当する緑の確保を目指しています。



1-1 緑のネットワーク

■方針・施策の考え方

市内にある樹林地や公園、宅地内の緑をつないで、生物の生息環境を含めた有機的なつながりのあるネットワークづくりを進めます。また、緑のあり方の研究、検討を進めて、適正な管理や利用に関する合意形成を図り、樹林地や崖線緑地を市民の憩いの場、学習の場、遊びの場として活用します。

農地については農への支援を推進し、農地と樹林地のつながりを回復しながら保全していきます。また、地域の特性を活かした公園を増やし、水と緑のネットワーク形成に活かしていきます。

■市民・事業者・市の取り組みの方針・体系

緑をつなぐ・
緑がつなぐ

(1) 緑をつなげる

- ◆崖線緑地の保全、復元に努めます
- ◆まちなかの緑（公園、宅地、公共施設）をつなげます

(2) 緑をとおしてつなげる

- ◆緑のあり方について検討し、合意形成に努めます
- ◆緑のボランティア、援農ボランティアなど、緑化のための人のネットワークづくりを推進します
- ◆地域緑化のためのルールづくりを推進します

1-2 樹林地

■方針・施策の考え方

一般的に、昭和30年代まで雑木林は薪や炭の材料やたい肥の原料である落ち葉を得る場所でした。昭和63年には、104.9ヘクタールあった樹林地は、平成10年には80.8ヘクタールまで減少しています。緑豊かな樹林地を少しでも回復するために、今ある雑木林、保存樹林地などの緑を大切に保全します。また、樹林地と周辺の屋敷林、農地、公園などを連続させて、豊かな緑の形成を目指すとともに、多摩全域を視野に入れた水と緑のネットワーク化を進めます。

また、市民が憩い、遊び、体験学習ができる場として、樹林地を適正に利用するとともに、落ち葉のたい肥化や剪定枝の利用など、樹林地内の資源を市内で循環活用できる体制をつくります。

■市民・事業者・市の取り組み（方針・施策）の体系

崖線緑地・雑木林
・屋敷林を守る

(1) 樹林地を保全する

- ◆樹林地の公有化などによる活用計画の検討を進めます
- ◆「緑と水のまちづくり協力金」を検討します

(2) 樹林地の植生に応じた適切な管理の方法を見出し、質の維持・改善に努める

(3) 樹林地を、市民（子ども）の憩い・遊び・学びの場として、適正な利用を進める

- ◆利用のルールづくり、市民による自然学習活動を促進します

(4) 剪定枝等の、資源としての再利用のルールをつくる

- ◆剪定枝、落ち葉等のたい肥化を推進します

(5) 崖線緑地を復元し、つなげる

- ◆保全に加えて、復元を図り、緑地をつなげます
- ◆野川、湧水と有機的に関連させていきます



恋ヶ窪樹林地

1-3 農地

■方針・施策の考え方

農地は、市域の西部（府中街道以西）に多くの農地が残されていますが、宅地化によって農地の分断が進んでいます。畑や果樹園などの生産緑地※、宅地化農地共に年々減少し、昭和59年に256ヘクタールあった農地が、平成14年には、181.93ヘクタールにまで減少しています。

これらの農地を保全するため、生産緑地の追加指定を進めるとともに、納税猶予制度の堅持を国に要請していきます。また、買い取り申し出のあった生産緑地の公有化・農業公園化の方策等を検討していきます。

減農薬栽培や有機無農薬栽培などによって、地元農産物の普及や販売促進につなげるとともに、農業経営や後継者づくりを支援し、農業を維持できる環境づくりを進めます。

農業者と市民がふれあい交流できる場として、援農や農業体験を推進し、農への理解を深めるとともに、剪定枝、落ち葉、生ごみ等をたい肥として利用するなど、農を中心とした資源の循環を図ります。

■市民・事業者・市の取り組みの方針・体系

農地の減少に歯止め
をかける
農の振興・支援を行う

（1）農地を保全する

- ◆生産緑地の追加指定を進めます
- ◆納税猶予制度の堅持を国に要請していきます
- ◆体験農園の支援をします
- ◆生産緑地の公有化、農業公園化等を検討します

（2）農を支援する

- ◆農業経営や後継者づくりの支援を進めます
- ◆販売網の強化、多角的な援農システムを検討します

（3）安全な農業を進める

- ◆減農薬栽培・有機無農薬栽培を奨励します

（4）農を中心とした資源循環を図る

- ◆剪定枝、落ち葉、生ごみのたい肥利用を推進します

（5）農業と市民のつながりを強化する

- ◆農業体験、情報発信、地産地消※の普及を推進します



体験農園



市民農園

※地産地消：

地元でとれたものを地元で消費することで、地域における交流と経済の循環を高めていく考え方のことです。

1-4 公園

■方針・施策の考え方

都市公園法※施行令が定める、目標水準（10㎡／人）に対して、当市の市民一人あたりの公園面積は、平成15年現在で2.18平方メートルです。

市民が暮らしやすい環境を整え、公園の整備を進めるとともに、水と緑のネットワーク形成に向けた計画的な配置に努めます。

また、生き物の生息空間として、動植物に配慮した管理・利用を行います。

さらに、防災機能の高い樹木の植栽や緊急設備を設置し、緊急避難場所となる安全で快適な空間を整備するほか、地域の特性を活かした公園づくりを進めます。

■市民・事業者・市の取り組み（方針・施策）の体系

都市公園を増やす
緑被率を高める

- （1）公園の計画的な配置を進め、水と緑のネットワーク化を図る
 - ◆生物の生息空間に配慮した整備を進めます
- （2）防災機能の充実、安全で快適な空間を整備する
 - ◆防災機能の高い樹木の植栽、災害時の緊急設備の設置を推進します
- （3）地域の特性を活かした公園づくりを進める
 - ◆農業公園、歴史公園、水辺公園づくりを推進します
 - ◆子どもたちの視点から、公園づくりを推進します
- （4）鎮守の森をつくる
 - ◆公園指定されている神社の後背地などを、鎮守の森として整備します
- （5）市民による管理の検討・推進、剪定枝、落ち葉の処理など望ましいあり方を検討する



歴史公園



鎮守の森

1-5 街路樹

■方針・施策の考え方

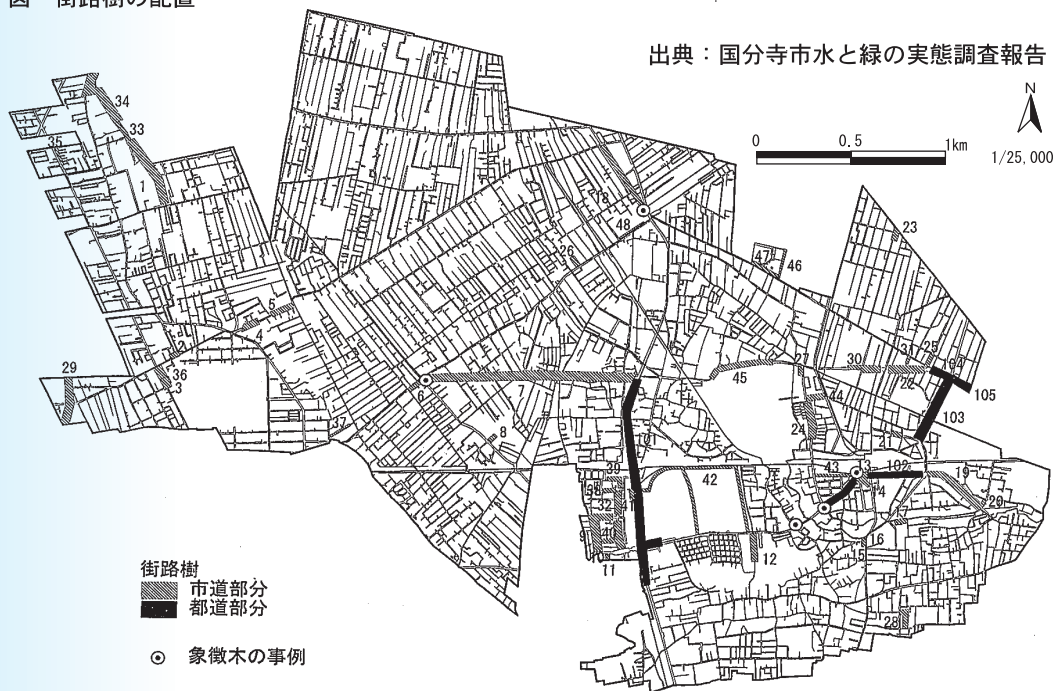
街路樹が植えられた道路は、全体で53箇所です。
 広い歩道と街路樹を増やし、生き物の生息空間を拓げる水と緑のネットワーク形成を進めます。
 在来種等の地域に根付いた樹種の利用や市民の手による管理を検討・推進し、剪定や落ち葉の処理について地域の合意形成を図ります。

■市民・事業者・市の取り組みの方針・体系

街路樹、道路植栽帯を増やして、緑をつなぐ

- (1) 広い歩道と街路樹を増やす
- (2) 水と緑のネットワーク化を図る
 - ◆計画的な配置、生物の生息空間としての整備、植栽帯化、緑道化を推進します
- (3) 地域に根付いた樹種利用を検討する
 - ◆在来種の利用や外来種からの転換を検討します
- (4) 市民による街路樹の管理の検討・推進、剪定、落ち葉の処理などの望ましいあり方を検討し、合意形成を図る

図 街路樹の配置



五日市街道



五日市街道

1-6 まちのなかの緑

■方針・施策の考え方

一般住宅や公共施設及び企業用地の緑化や中高層建築・公共施設等の屋上緑化、地域に根ざした植物による緑化等を推進するため、条例化や支援の実施に向けた検討を進めます。

学校においては、ビオトープ[※]や学校農園等をとおして自然のなかの地域・地域のなかの自然への理解を深める機会を広げていきます。

また、敷地の細分化防止に努めるとともに、防災機能の高い樹木の植栽を増やし、安全で快適なまちづくりにつなげていきます。

■市民・事業者・市の取り組み（方針・施策）の体系

公共施設を
積極的に緑化する
住宅地の緑を
増やし、つなげる
企業用地の緑を増やす

（１）緑化のルールづくり、支援制度を検討する

- ◆住宅地、企業用地、公共施設の緑化、地域や開発等のルールづくりを推進します
- ◆住宅地の緑をつなげます
- ◆中高層建築・公共施設の屋上緑化・壁面緑化の奨励・支援をします

（２）防災機能の高い樹木の植栽を増やす

（３）学校の緑化を進める

- ◆ビオトープ、学校農園等を推進します

（４）敷地の細分化を防止する

- ◆用途地域等に関して、条例制定などを図ります



壁面緑化の例



4小のビオトープ



4小の屋上緑化

※ビオトープ：

生物を表す「バイオ（パイオ）」と、場所を表す「トープ（トープ）」を組み合わせたドイツ語の造語で、「生物生息・生育空間」と訳されます。欧米、特にドイツでは先進的な取り組みを行っています。

水

豊かできれいな湧水、おいしい水、水の流れ

国の「名水百選^{*}」に選ばれた「お鷹の道・真姿の池湧水群」をはじめとする国分寺崖線から湧出する大切な地下水を、将来にわたって保全するため、雨水浸透の推進による湧水涵養源の拡大を図ります。

親水性^{*}と生物多様性^{*}を配慮した野川の整備を進め、人と自然がふれあえる水辺環境を復元していきます。

また、砂川用水などのあり方を検討し、地域に根ざした保全を進めます。

1-7 湧水・地下水

■方針・施策の考え方

住宅や公共施設・企業施設などに雨水浸透施設の設置を進めていきます。また、歩道、散策路などの透水性舗装化を引き続き進めます。また、駐車場等の舗装方式の見直しなどにより、雨水が浸透する土地の面積を広げるよう努めます。

また、湧水涵養源を拡大するために、公共用地・住宅等の緑化比率を高めるとともに、企業・大学などの協力を得ながら湧水ポイントの保全を進めます。さらに、地下水を守るための調査・研究を進めます。お鷹の道・真姿の池、姿見の池などの周辺整備を進め、湧水や雨水浸透についての啓発を進めます。

■市民・事業者・市の取り組みの方針・体系

湧水の保全を図り、
水に親しむ環境を
整備する

(1) 雨水浸透を推進する

- ◆宅地への雨水浸透ます^{*}設置を促進します
- ◆集合住宅の雨水浸透施設設置を促進します
- ◆公共施設の雨水浸透施設設置を促進します
- ◆駐車場の舗装方式の調査・検討をします

(2) 湧水の保全・湧水涵養源^{かんよう}の拡大を図る

- ◆緑化を推進します
- ◆湧水箇所の保全、再整備を推進します
- ◆湧水を守るための規制を検討します

(3) 湧水と親しむ環境を整備する

(4) 農薬など化学物質の使用量を控えて、水質維持を図る



弁天池



姿見の池

1-8 用水路

■方針・施策の考え方

当市の大半を占める武蔵野台地は、水の乏しい土地であったため、江戸時代中期に玉川上水からの分水である砂川用水、戸倉新田分水などができるまでは、人の住めない土地でした。

当市で、大半の地域は用水路によって新田開発が進んできたと言えます。昭和30年代までは清流の面影をとどめていた用水路も、昭和40年代になると、暗きょ化が進みました。

その後、下水道の整備に伴い用水路の水量が減少し、廃止されるものが多くなりました。近年、都市生活に水の流れがもたらす憩い、うるおいなどの再評価が進むとともに、残された用水路の価値を見直すという気運が高まっています。

残された用水路の調査を実施し、立地条件の整理、整備可能性の検討等を行い、可能性の残された用水路については、豊かな水辺環境としての復元を検討します。

■市民・事業者・市の取り組み（方針・施策）の体系

用水路を守る

（1）用水路の調査、検討、復元を進める

- ◆用水路の調査、活用方法を検討します
- ◆お鷹の道、清水川（元町用水）を保全します
- ◆恋ヶ窪用水、砂川用水などの復元に努めます
- ◆その他の用水路についての整備条件を検討します

河川・用水路及び湧水源の分布状況



砂川用水

出典：国分寺市地域生活環境指標、
国分寺市水と緑の実態調査報告書

1-9 野川の復元

■方針・施策の考え方

野川は、国分寺市内の日立中央研究所敷地内の湧水を源流とし、国分寺崖線沿いの湧水を集めて多摩川に合流する全長20.23kmの一級河川です。しかしながら、市内を流れる野川は、源流であるにもかかわらず3面コンクリート貼りの構造で、親水性に乏しく生物がすみにくい環境となっています。

さまざまな生物が生息して、市民が水に親しめる川となるよう、野川を復元し、市内の水と緑のネットワーク形成の重要な軸としていきます。そのため、市民、市、専門家の連携をとりながら、東京都に対して野川復元事業の実施を要望していきます。

■市民・事業者・市の取り組みの方針・体系

野川を水と親しめる川にする

(1) 野川を、源流にふさわしい生き物の住みやすい環境にする

- ◆水と緑のネットワークの重要な軸とします
- ◆市内の野川流域のあり方について調査、検討します

(2) 野川を水と親しめる川にする

- ◆市民・市・専門家などの協力により、啓発や復元活動を推進します
- ◆東京都へ野川沿いの散策路や水辺空間の整備を含めた野川復元事業の実施を強く要望します



鞍尾根橋付近の野川（国分寺市側）



鞍尾根橋付近の野川（小金井市側）

■方針・施策の考え方

現状の深井戸取水率を維持できるよう、節水に努めます。さらに、浄水所における水質の維持・管理を徹底し、消毒塩素量や残留塩素濃度等の変化を調査し、引き続き安全な水の供給に努めるとともに、高度浄水処理によりおいしい水の供給にも取り組んでいけるよう東京都に要望していきます。

当市は、東京近郊にありながら、国分寺崖線の緑地・武蔵野の雑木林・真姿の池などの湧水群・野川・砂川用水・姿見の池など水と緑の自然環境が残されています。しかし、より良好な自然環境を保持するには、まだまだ課題が多くあります。

水が循環することにより、緑やさまざまな生物を育て、さらに豊かな環境を形成するように、水のネットワーク化を図っていきます。

■市民・事業者・市の取り組み（方針・施策）の体系

安全性と質を確保する
水と緑のネットワーク
をつくる

（１）安全な飲料水を確保する

◆水道法に基づく水質項目、快適水質項目の適正な管理を行い、市民に情報公開するよう努めます

（２）現在の水道水の水質、水量、おいしさを維持するための深井戸取水率（55％）を維持、継続する

◆現行の深井戸取水率を維持できるよう東京都に要望していきます

◆節水の啓発、中水道、雨水等の利用を検討します

◆雨水浸透を促進します

（３）湧水、用水路、野川など水をつなぐ環境を整備する

（４）緑や生物の施策と連携する

（５）水のネットワークを支えるため、雨水の地下浸透を増やす



浄水場

生物 多様な生物との共生

市内では急激な都市化の進展に伴い動植物が減少しています。しかし、東京経済大学や史跡武蔵国分寺跡周辺に残された崖線下部にはムクノキ群落が見られるほか、一部ではタヌキやカッコウなどが生息し、湧水周辺の水のきれいな場所ではホタルも復活しています。

これらの残された貴重な動植物の種数、生息数を減らさないために現況を調査するとともに生息空間の保存に努め、動植物と人間との共存共生を図っていきます。

また、外来種を"増やさない""減らす"ための適切な対応を進めます。

そのほか、生きものとのふれあいの機会を増やしていくために、市民団体等による自然観察や体験活動を推進します。

1-11 生きもの・生態系

■方針・施策の考え方

市民・事業者・市の協力体制をつくるなどして、地域の動植物の現況調査を行います。それらの調査結果を踏まえて動植物を減らさないため、水と緑のネットワーク、緑の拠点等生息空間の量の確保、多自然型河川への改修等生息空間の改善や多様性の確保を進めます。

また、外来種を増やさないため、外来種の動植物を持ち込んだり、放流したりすることがないように市民への啓発を進めます。



ホタルの生息河川



市民による自然観察（日影山にて）

■市民・事業者・市の取り組みの方針・体系

タヌキやカッコウ、
ホタルなどがすみ続け
られるまちをつくる

- (1) 地域在来の動植物の種数、生息数を減らさない、増やす
 - ◆多様な生息空間（生態系）の確保・保全に努めます
 - ◆地域在来の動植物の保全に努めます
 - ◆農薬等の適正使用、化学物質による汚染防止に努めます
 - ◆動植物に配慮した都市施設づくりに努めます
 - ◆市民による保全活動を推進します
 - ◆人間にとって危険・不快とされる生物ともできるかぎり共生を図ります
- (2) 外来種を増やさない、減らす
 - ◆外来植物より、在来植物による緑化推進に努めます
- (3) 市内の動植物の現況調査を進めます
- (4) 生きものとのふれあいの機会を増やす
 - ◆身近な場所のふれあいの場を整備します
 - ◆市民団体等による自然観察・体験活動を推進します
 - ◆生きものの情報公開、情報発信（普及・教育）に努めます
- (5) 広域的な視野に立った生態系の保全を目指す
 - ◆市内にとどまらず他自治体等と協力し、流域単位・生物の生活範囲を考慮した保全に努めます

公害

きれいな空気、公害のないまち

戦後、日本経済は急速に復興しましたが、一方で昭和20年代から昭和30年代にかけて「水俣病」や「四日市ぜんそく」など深刻な公害病が各地で発生しました。

その間、被害者等の厳しい訴訟運動によって、環境関係の法律、監視体制が国、地方公共団体によって見直されてきました。

こうした公害の歴史を学び、市は事業者や市民と協働して、健康で安全な暮らしを守り、うるおいのあるまちづくりを進めるために、監視・規制等の対策をさらに推進します。

また、きれいで安全な水を確保するために、水道水の安全性を維持し、生活排水の適正処理と事業活動による排水を監視します。

新たな問題として、化学物質などへの対策がクローズアップされていますが、その発生源と化学物質との関係が不明なこともあり、的確な情報の収集分析に努め、適正に管理すると同時に化学物質の危険性の情報を社会が共有するために、リスクコミュニケーション^{*}の推進を図ります。

また、騒音・振動等の生活公害等についても適切に対応します。さらに、ペット公害に関する市民への啓発を進めます。

2-1 大気

■方針・施策の考え方

市内には大気汚染の原因となる工場などの発生源はほとんど無く、自動車排気ガスによる大気汚染が大きな要因になっていると考えられます。

市内の大気の状態について、平成15年度は5地点（五日市街道、府中街道、国分寺街道、日吉町交差点、戸倉通り）で大気調査を行い、二酸化窒素、一酸化炭素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質は、測定期間中全地点で環境基準^{*}値を下回っていました。しかしながら、今後も交通量の増加による大気汚染が進むことが懸念されるため、定期的に調査を行っていきます。

都市型の公害として増加しつつある悪臭問題に対しても適切な対応を行い、廃棄物等の焼却行為によるダイオキシン類の発生等にも指導を行っていきます。

ディーゼル車排出ガス規制

都は、環境確保条例により、ディーゼル車排出ガス規制を2003（平成15）年10月から施行しています。

対象となるディーゼル車は、自家用か営業用かは問わず、バス、トラック及びこれらをベースにした特種自動車（例えば、キャンピングカー、清掃車、冷蔵冷凍車など）で、一般の乗用車は対象とはなりません。規制施行以降、条例で定めたPM排出基準に適合しないディーゼル車は、都内を走行できません。（ただし、新車登録から7年間は、規制の適用が猶予されます）。基準に適合しない車は、最新規制適合車や低公害車へ買い換えるか、知事が指定する粒子状物質を減少させる装置（PM減少装置）を装着する必要があります。

※リスクコミュニケーション：

環境でのリスクコミュニケーションとは、ある環境リスク（危険）について直接間接に関係する人々が意見を交換することです。リスクコミュニケーションは、どのような結果になるかではなく、意見交換の過程でどのような関係を作っていくかを重視しています。

■市民・事業者・市の取り組みの方針・体系

きれいな空気を
確保する

(1) 有害排気ガスを削減する（自動車）

- ◆定期的モニタリング（大気）を実施し、そのデータの公表を継続して行います
- ◆公共的車輛の低公害車への転換を推進します
- ◆道路を整備して、交通渋滞を解消します
- ◆燃費の比較的良好な軽自動車等の使用啓発を行います
- ◆道路建設に際しては、様々な角度から環境への影響評価を検討します

(2) 自動車の利用を控える

- ◆公共交通機関をより多くの人が利用するよう働きかけます

(3) 車優先社会から人間重視社会への転換を進める

- ◆生活道路への通過交通流入抑制策の実施（交通規制、狭さく※、ハンプ※など）を図ります
- ◆歩道の整備を推進します

(4) 悪臭の発生防止に努める

- ◆工場、飲食店等、臭気を発生する事業者に対し、設備の適正な維持管理を指導します。
- ◆農業において、たい肥づくりなどについては、周辺の環境に配慮して行うよう指導します。



2-2 水

■方針・施策の考え方

水に対する多くの恩恵を受けている私たちにとって、水を汚さない努力が必要です。そのためにも市は、事業場からの排水対策はもとより野川等の汚濁を監視し、地下水汚染の未然防止に努めます。

市内の下水道は、合流式を採用し雨水と生活排水をまとめて流しています。今後とも雨水の浸透対策を促進するよう浸透ますの設置を呼びかけていくとともに、雨水の積極的活用を推進し、合流式下水道への雨水の流入量を削減します。

■市民・事業者・市の取り組みの方針・体系

安全な水を確保する

(1) 地下水を保全する

- ◆殺虫剤・除草剤による汚染の防止に努めます
- ◆雨水浸透対策を促進（雨水浸透ます、透水性舗装等）します

(2) 事業活動による水質汚濁物質の排出を抑える

- ◆工場・特定施設への立入調査を実施し、水質汚濁物質の排出規制と指導を推進します

(3) 合流式下水道への流入雨水量の削減に努める

- ◆合流式下水道の合流改善（地下浸透へ）を進めます
- ◆雨水の積極的活用を図ります

(4) 生活排水処理の適正化に努める

- ◆単体ディスポーザーの使用を禁止します

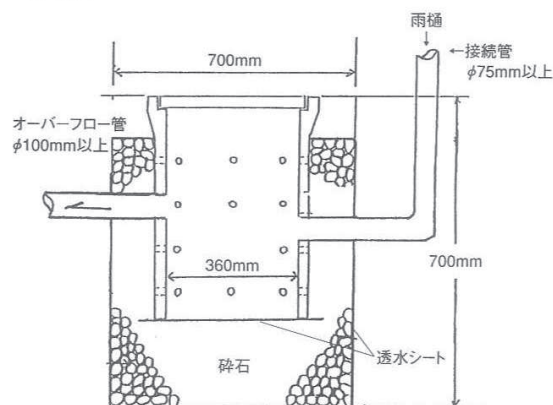
(5) 下水道の適切な維持、管理を図る

雨水浸透ますとはどんなもの



設置時にはますの周りと底に、雨水浸透専用の砕石と透水シートを敷き、より効率的に雨水が地下浸透する構造となっています。

雨水浸透ますは、屋根に降った雨水を雨樋を通して地下に効率よく浸透させる事ができます。



参考図(360型浸透ます設置例)

2-3 騒音と振動

■方針・施策の考え方

市内には府中街道、五日市街道をはじめとして交通量の多い道路があり、自動車に起因する騒音、振動がかなりあります。騒音規制法^{*}に基づく要請限度は超えていないものの、一部環境基準値を超えているところがあり、低騒音型道路の整備等を推進する必要があります。また自動車の振動については、振動規制法^{*}に基づく要請限度は超えていないものの、業務車輛の適正な点検管理と道路整備等を推進する必要があります。

騒音、振動苦情では、建設作業を発生源とするものが多く、建設事業者の意識向上を図っていくことが課題になっています。大きな騒音、振動を伴う建設作業を行う場合、法により事前に届出が義務付けられているので、審査時等に指導を行って、騒音、振動発生の防止を図っていきます。

■市民・事業者・市の取り組み（方針・施策）の体系

静かな住みよい
まちをつくる

（１）自動車の騒音・振動を調査する

◆定点測定を行い幹線道路の状況を把握します

（２）自動車による騒音を低減する

◆低騒音型道路の整備を推進し、走行騒音の低減に努めます

（３）工場・建設現場等の騒音・振動を軽減する

◆工場・事業場には騒音・振動の発生を防止するよう指導します

◆建設工事を行う場合、低騒音・低振動型の機械や工法を用いるよう指導します

（４）日常生活の騒音の発生を抑制する

◆カラオケ等を使用する事業者には、騒音防止対策を行うよう指導します

◆給水ポンプ等の生活設備の設置は近隣に迷惑にならないよう指導します

2-4 化学物質

■方針・施策の考え方

私たちの豊かな生活は多種多様な「化学物質」によって支えられています。化学物質の多くは善悪の二面性を持ち、使用法を誤ると有害物質となる恐れがあります。したがって、化学物質はその目的に添った使用法を守り、その適正な使用量を遵守して、注意深く取り扱う必要があります。

東京都では子供を対象とした「化学物質の子供ガイドライン」に沿った対応を進めています。

過剰量の使用は厳に慎むべきで、これは化学物質を利用する際の最低限のルールです。

市は関係する法律及び条例を運用して、有害な恐れのある化学物質については、その排出量を把握し、適正に管理し、啓発の普及を図ります。

また、化学物質による環境リスクに対して、市民、NPO、産業界、市が化学物質に関する情報を共有するリスクコミュニケーションを促進させます。

さらに、有害化学物質の拡散防止の為に地下水、河川、土壌等の定期的モニタリング（測定）を行います。

■市民・事業者・市の取り組みの方針・体系

適正な使用と管理を行い安全と健康を守る

（１）有害な恐れのある化学物質について、排出量を把握し、適正に管理する

- ◆関係する法律及び条例を適切に運用して、環境リスクを低減する。特に、「特定化学物質排出量把握・管理改善促進法（P R T R法[※]）」及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（東京都環境確保条例）」に基づき、適正な管理指導を行います

（２）リスクコミュニケーションを促進する

- ◆有害化学物質に関する情報を収集し、情報をわかりやすい言葉で公開します
- ◆シックハウス症候群などの化学物質過敏症に関しては、実態調査、情報収集を進めます。また、公共の建設に対してはシックハウス症候群[※]を考慮に入れて施工します
- ◆焼却炉（清掃センター等）の点検と焼却温度の監視を継続的に実施します

（３）定期的モニタリングを実施し、そのデータを公表する

- ◆水質（地下水、湧水、河川等）及び大気、ダイオキシン類等の測定を継続して行います

豊富な食糧を享受している現代の消費者は、一方では生産の現場から離れ、食べる直前の状態しか見えず、その背景にあるものが分かりにくくなっています。

世界各地から食材が集められたり、季節はずれの生産に大量のエネルギーが投入されたり、外食や加工食品の利用が増えるなどして、画一的な食事になっている傾向があるなど、食を取り巻く問題は少なくありません。そこで、供給者は正確な情報を消費者に伝え、消費者はその情報を理解し判断することが求められています。

幸い当市では、都市農業が営まれ、生産の現場を間近に見ることができます。環境への負荷の少ない、国分寺ならではの豊かな食生活の実現を進めます。

2-5 食生活

■方針・施策の考え方

市民が安全で健康的な食生活を送れるよう、食品衛生法、JAS法等の表示を遵守し、遺伝子組換え食品等についての住民への情報公開を促進するよう、市内小売店等に働きかけます。

また公民館やNPO、市民グループ等の食に関する調査や学習を支援し、理解を深められるように図ります。

■市民・事業者・市の取り組み（方針・施策）の体系

食の安全性を
確保する

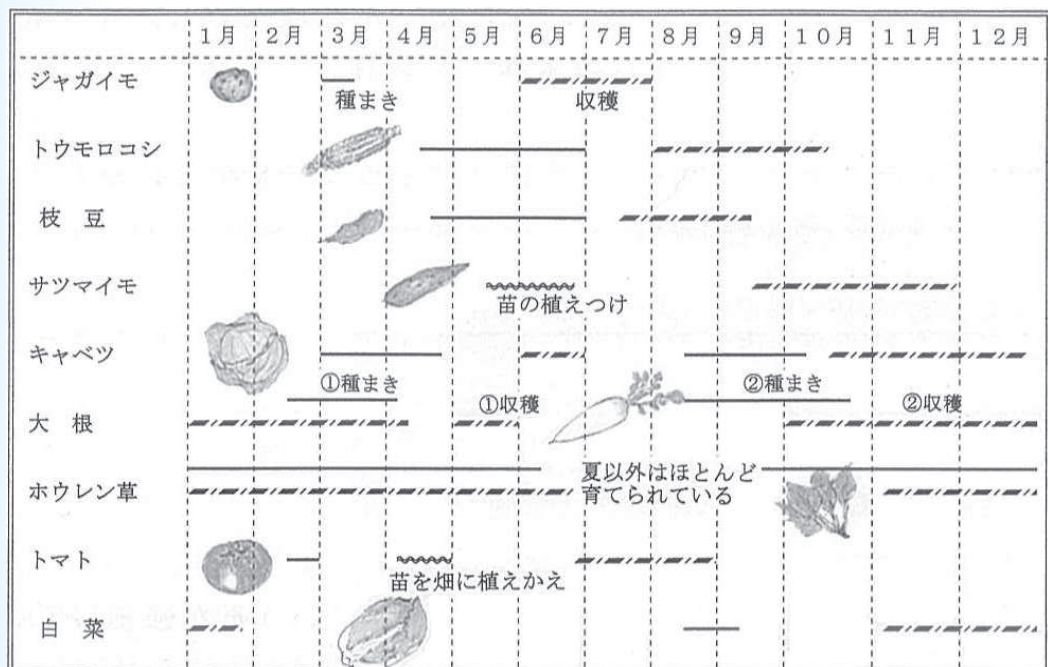
（１）食の安全性の情報公開を推進する

- ◆食品衛生法、JAS法等の表示遵守を推進します
- ◆安全性の疑わしい遺伝子組換え食品等についての情報公開を推進します
- ◆合成洗剤の使用抑制に努めます

（２）食に関する調査・学習の支援を行う

- ◆公民館やNPO、市民グループ等の調査や学習を支援します

表 国分寺市付近の農家で栽培されている野菜



出典：親子で楽しむ国分寺崖線

2-6 地産地消

■方針・施策の考え方

J A等と協力・連携し、地場産農作物の販売網の強化に努め、購入しやすいしくみ・体制づくりを進めて、旬の食材を手軽に利用しやすい環境を整えます。

また、小学校で実施している給食等への地場産農作物の活用により、子どもたちに安全でおいしい給食を提供します。

さらに、広く市民に地場産農作物利用の意義・利点等の情報を提供し、生育途中の見学を実施するなどして、農への理解を深め、地産地消を推進します。

そのほか、給食から発生する生ごみの堆肥化については、拡大を図り、循環型の食の実現を進めます。

■市民・事業者・市の取り組みの方針・体系

心ゆくかな食を
実現する

(1) 地場産の旬の食材を利用する

- ◆販売網を強化し、市民が購入しやすい販売体制づくりを進めます
- ◆給食等の地場産農作物の活用拡大を図ります
- ◆季節や地域に根ざした食の普及を推進します

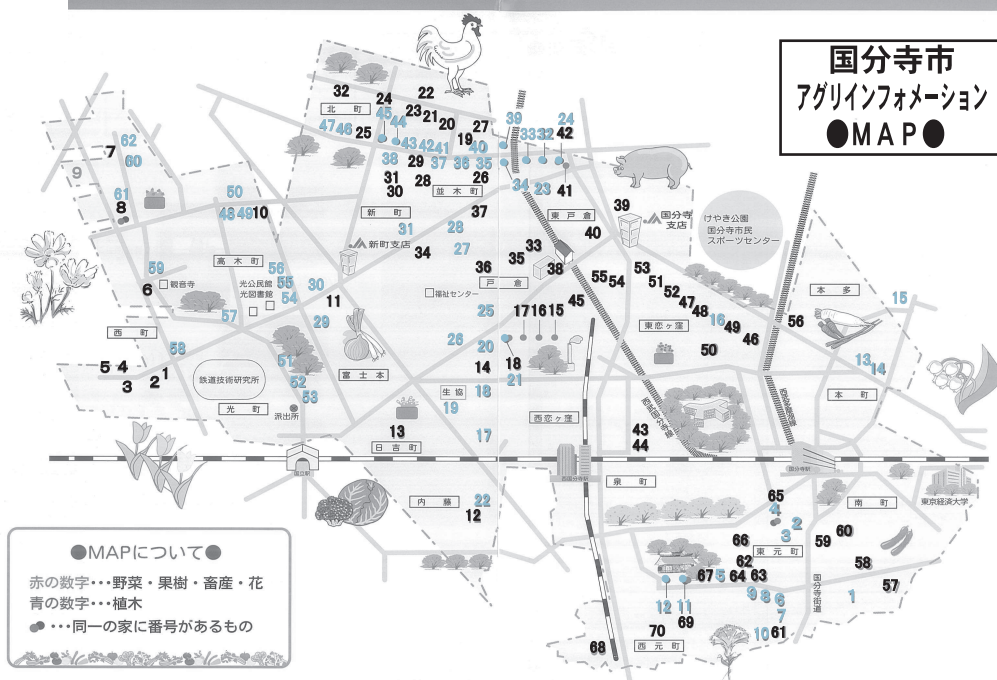
(2) 農を振興し、農への理解を深め、自給率の向上を図る

- ◆都市農業の振興を図ります
- ◆地場産の意義・利点の情報提供に努めます
- ◆農への理解を啓発します
- ◆食を大切にします
- ◆給食の生ごみを堆肥化し、循環させるよう努めます
- ◆減農薬・有機農業を、農業者及び市民農園利用者に奨励します



市内の農産物直売所風景

図 国分寺市内の農産物の主な直売所



出典： 国分寺市アグリインフォメーションマップ

道路・交通 安心して、気持ちよく歩ける道

市内の都市計画道路は未整備区間が多く、整備延長は13.4%にすぎません。そのため生活道路に通過交通が流入し、歩行者の安全性などの生活環境が損なわれています。市内の主要道路の平日平均速度は多摩地域の平均速度と比べても遅く、渋滞が著しいため、窒素酸化物や浮遊粒子状物質の増加の原因にもなっています。

これらの問題を改善し、安心して快適に歩ける道路を整備するため、幹線道路及び生活道路の整備を図ります。あわせて、バリアフリーに配慮した散策路ネットワークの整備を進めます。

また、自転車通行ルールの周知と規制の強化によって歩行者の安全を確保します。さらに、交通量削減に向け、公共交通の拡充など自動車の代替交通手段の充実を図ります。

2-7 歩行者

■方針・施策の考え方

歩行者が安心して歩けるよう、バリアフリー化に配慮した歩道や散策路ネットワークを整備し、安全な歩行空間づくりを進めます。

さらに、住宅地への通過車両の進入を防ぐための方策として狭さく、ハンプ、イメージハンプ※などの活用で、歩行者の安全を確保します。

■市民・事業者・市の取り組み（方針・施策）の体系

快適に歩ける
道を増やす

（１）道路整備を推進する

- ◆環境に配慮し必要な幹線道路の整備を進めます
- ◆幅の広い歩道の整備を進めます
- ◆生活道路を含む整備計画づくりを進めます
- ◆右折レーンの新設、交差点の改良などを進めます
- ◆コミュニティに対する影響評価を行います

（２）バリアフリー化を推進する

- ◆段差のない歩道等の整備を図ります
- ◆スロープ等の整備を図ります

（３）規制、整備による安全な歩行空間を確保する

- ◆住宅地への通過車両の進入を抑制します
- ◆事故防止、スピード抑制のためのカラー舗装の表示や、イメージハンプ等の整備を進めます
- ◆散策路ネットワークの整備を進めます
- ◆信号等の改良に努めます
- ◆横断道路の押しボタン式信号の設置に努めます



イメージハンプ

※イメージハンプ：

自動車のスピードを緩めるため、舗装材や色の変化によりドライバーが速度を抑えるよう視覚的に促すサインのことです。

2-8 自転車

■方針・施策の考え方

自転車は環境に与える負荷の少ない乗り物として市民に広く利用されています。

歩行者と自転車が共存する快適な歩行空間を確保するために、自転車の通行ルールの徹底を図るとともに、駐輪場の整備などにより、道路をせばめて交通の支障となる違法駐輪をなくすよう、自転車利用者のモラルの向上に努めます。

さらに、条件の整った場所には自転車専用道を設置し、歩行者と自転車の共存を図ります。

■市民・事業者・市の取り組みの方針・体系

通行ルールの徹底、
安全に通れる道を増
やす

(1) 自転車利用を推進する

- ◆駐輪場の整備を図ります
- ◆自転車専用道の検討、設置に努めます

(2) 自転車利用のルールを図る

- ◆駐輪モラルの向上を図ります
- ◆自転車通行ルールの徹底を図ります



違法駐輪



駐輪所

2-9 交通負荷の軽減

■方針・施策の考え方

コンパクトなまちへの土地利用の転換、公共施設の集約化を図るとともに、住宅地内への車の進入規制など交通量削減に向けた検討を行い、交通量を抑制するまちづくりを進めます。

また、生活様式の見直しによる物流の交通量抑制や、カーシェアリング[※]等の自動車交通量抑制策の検討も行います。

そのほか、自家用車を利用しなくても誰でもが手軽に利用できるよう、代替交通手段の拡充、改良を進めながら、よりよい環境づくりを進めます。

■市民・事業者・市の取り組み（方針・施策）の体系

自動車交通量を減らす

（１）交通量削減に向けた土地利用を推進する

◆コンパクトなまちへの土地利用転換・公共施設の集約化に努めます

（２）交通量抑制のための規制を検討する

◆住宅地内では車の利用が抑制されるような工夫や規制の検討を行います

（３）環境負荷軽減に向けた交通量抑制策を検討する

◆荷捌き^{にぎはき}の車など物流交通量を抑制するための生活様式の見直しに努めます

◆カーシェアリング等による自家用車交通量削減を検討します

（４）交通量削減に向けた代替交通手段の整備を図る

◆公共交通の拡充、改良を進めます



ぶんバス

※カーシェアリング：

自動車を共同で利用することによって、自動車による環境への影響を減らし、駐車スペースや交通渋滞の問題を解決しようという取り組みです。

人

安心して暮らせる、人のきずなのあるまち

自然の豊かさを享受しながら、地域社会の中で人と人のコミュニケーションが十分にあり、助け合いの心を育む、安全で、安心して暮らせるまちづくりへの期待が高まっています。

市では、防災まちづくり推進地区を拡大するなど災害に強いまちづくりを進めつつ、自治会などの地域社会の活性化を進め、住み良いまちづくりを目指します。

市民の交流の場の整備や、人とのふれあいやつながりを育んでいくための中心的役割を担うリーダーの育成、活動の支援などを行います。

公園などのオープンスペースは、気軽に人々がふれあい、集える場所として重要です。オープンスペースづくりを進めるため、鎮守の森や雑木林、農地などを活用し、地域の特性を活かした公園を整備します。

市民が公園の維持・管理に関わるとともに、有効活用されていない小公園の活用策を検討します。

2-10 まちづくり

■方針・施策の考え方

災害に対する備えを日常的に実施するなど、地域社会のかかえる課題の解決に向けた活動を行っている防災まちづくり推進地区を拡大すると共に、災害時の非常用水の確保や人々のふれあいと憩いの場となる「むかしの井戸※」を活用するなどして、災害に強いまちづくりを目指していきます。

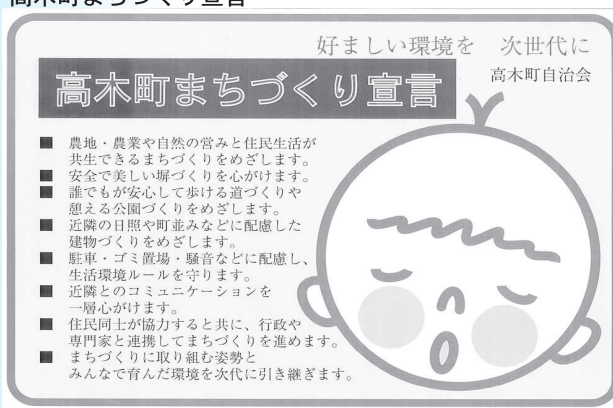
防災まちづくり推進地区として市と協定を締結している高木町自治会では、地域住民が連携・協力しながら安全で住み良いまちを育て、さらにそれを将来世代に引き継ぐための共通目標として「まちづくり宣言」を定めています。

この他の地区でも、安全で美しい塀づくりを進める上で目標となる「塀づくり憲章※」を定めるなど、人々が安心して暮らしていけるような地域コミュニティづくりを進めます。

市内の学校は、地域住民のふれあいと交流の中心となる場所として活用すると共に、災害時には防災拠点として位置付けているように地域の中心核として安全性の向上を図ります。

さらに、援農などのボランティア活動や、地域と学校や公民館の連携による新旧住民間交流の活性化を図ります。

高木町まちづくり宣言



出典：高木町自治会



市民防災まちづくり学校

■市民・事業者・市の取り組みの方針・体系

安心して暮らすことができ、ここに住み続けたいと思えるような、人と人のつながりとゆとりのあるまち（地域社会）をつくる

（１）災害に強いまちづくりを進める

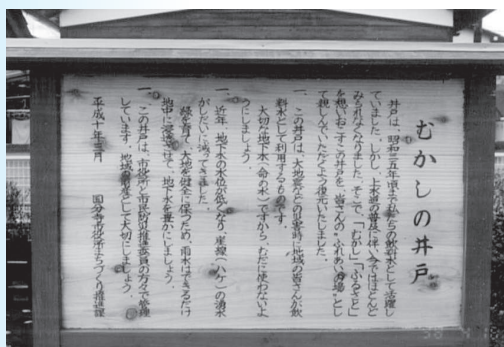
- ◆防災まちづくり推進地区の拡大を図ります
- ◆人と人のふれあいの場となる、むかしの井戸や現存する井戸の整備・活用を促進します

（２）課題や意欲の共有を契機に、つながりをつくり直し、新旧住民や世代の壁を越えた、交流の場をつくりだして、地域社会の再生を図る

- ◆共有できる地域課題を発見し、それを核にしてまちづくりを推進します
- ◆避難場所でもある学校の活用により、地域と学校の連携、自治会等とＰＴＡの連携を図ります
- ◆援農などのボランティア活動による新旧住民間交流の活性化を図ります
- ◆「子ども」を通じて地域の再生を図ります
- ◆広報の充実を図ります

（３）支援体制の確立を図る

- ◆市民の交流の場の整備を図ります
- ◆コミュニティリーダーの育成を図ります
- ◆コミュニティ活動の助成をします



むかしの井戸の看板



市民が農業に親しめる空間



むかしの井戸の活動

2-11 オープンスペース

■方針・施策の考え方

農地、雑木林など既存のオープンスペースと連携した公園整備を進めます。社寺周辺では、雑木林を活用するなどして鎮守の森公園化を進めます。公園内などに実のなる樹木を植えるなど地域の特性を活かした公園整備を行います。公園整備にあたっては、市民とともに検討を進めます。

また、有効活用されていない小公園を、「遊び場マスタープラン」などの市民からの提言を活かし、市民による運営・維持管理を進めます。

■市民・事業者・市の取り組み（方針・施策）の体系

交流の場となるオープンスペースを増やす

（1）地域特性を活かした公園の整備を進める

◆農地、雑木林の公園化による整備・活用を図ります

（2）有効活用されていない小公園の積極活用を図る

（3）市民による公園の運営、維持管理を進める



プレイステーション

当市は、武蔵野段丘と立川段丘にはさまれた国分寺崖線を有する地形・条件を備え、豊富な湧水に恵まれていました。古くから人々が生活し、自然と密接に関わった暮らしと文化が、長い歴史の中で育まれています。

しかしながら、急激な都市化の進展に伴い、伝統的な暮らしや文化が遠くなっていくとともに、風景も変化し、景観に係るさまざまな問題が生じています。これまで先人が残してきた自然と歴史文化を大切にしながら、地域特性に合った望ましい景観づくりや歴史文化の維持・活用を進めていくことは、これからの当市にとって大切な課題です。

市民が景観のルールを守って、住み続けたいまちを実現することを目指します。

2-12 まちなみの景観

■方針・施策の考え方

望ましい景観づくりを進めるために、景観づくりの方針として、都市景観基本計画、ガイドラインを策定します。

また、まちなみ形成に向けたルールづくりや放置自転車・自動販売機等に関する規制の充実を図るとともに、地域住民の合意に基づく地区計画、建築協定等によるまちなみの整備を進めます。

その他、景観形成の観点から必要な看板、ポスター類の規制や、電線類の地中化を図ります。

■市民・事業者・市の取り組み方針・施策の体系

国分寺の原風景を守る

(1) 地域特性に合った望ましい景観づくりを進める

- ◆望ましい景観のありかた、景観づくりの方針の策定を行います
- ◆まちなみ形成に向けたルールづくりや、放置自転車・自動販売機等に関する規制の検討を進めます
- ◆住民合意による地区計画、建築協定等によるまちなみの整備を図ります
- ◆電線類の地中化の検討、看板・ポスター等の規制を図ります



国分寺駅北口商店街

2-13 歴史・文化

■方針・施策の考え方

当市は歴史文化に恵まれ、史跡武蔵国分寺跡や用水路、屋敷林、鎮守の森などの歴史資源が残されています。

これらの資源を将来にわたり継承するため、史跡武蔵国分寺跡を歴史公園として整備します。

また、新田開発の歴史的景観の保存などを検討します。

国分寺の歴史文化のシンボルとして、武蔵国分寺史跡博物館とも呼ぶべき（仮称）郷土博物館構想の具体化を図ります。

文化財めぐり等に活かすため歴史スポットの説明板等を整備するとともに、歴史観光ルートを検討するなど、歴史観光資源の活用を進めます。

■市民・事業者・市の取り組み（方針・施策）の体系

歴史・文化を
大切にする

（1）歴史資源の調査・評価・活用を推進する

◆史跡武蔵国分寺跡周辺の整備・歴史公園機能の充実を図ります

◆新田開発の歴史的景観の保存を検討します

（2）シンボルづくりを推進する

◆（仮称）郷土博物館の構想の具体化を図ります

（3）郷土文化振興事業の充実を図る

◆歴史的文化財をまちづくりへ活用します（歴史スポットの説明板等の整備）

（4）歴史観光資源を活用する

◆歴史観光ルートの検討をします（お鷹の道）



屋敷林

2-14 不法投棄・ポイ捨て

■方針・施策の考え方

事業者や個人でも、定められたルールに従ってごみを適正に処理しなければなりません、実態は不法投棄が絶えません。

正しい処理を行わずに不法投棄された物からは、有害物質が漏れだし、環境破壊を引き起こすこともあります。

また、不法投棄とはいえない空き缶、たばこの吸い殻等ポイ捨ての防止とあわせて、駅周辺における歩きたばこについても適切な対応が必要です。そのために、ポイ捨て等に関する規制条例を制定して、モラルの向上に努めます。

■市民・事業者・市の取り組み（方針・施策）の体系

清潔できれいな
まちをつくる

（１）まちの美化を進める

- ◆家電製品等の不法投棄の防止を図ります
- ◆空き缶、吸殻等のポイ捨て、犬や猫の糞の放置、放置自転車、落書きなどの防止を推進します

（２）モラルの向上を図る

- ◆混雑場所などでの歩きたばこの禁止などモラルの向上に努めます
- ◆ポイ捨て等に関する規制条例を制定します



クリーン運動

2-15 土地利用のルール

■方針・施策の考え方

住環境を保護するために中高層建築の高さを制限するなど、まちづくり条例による開発・建築の規制・誘導を進めます。敷地の細分化を防いで宅地内緑化を進めます。また、建築のルールを適切に運用するため、建築行政を市が担えるように調査、研究していきます。

さらに、崖線の保全・整備を進めるため、まちづくり条例によるルールづくりを進めます。

そのほか、一定規模以上の土地利用の変化に対して、環境への影響を評価するしくみを検討し、確立します。

■市民・事業者・市の取り組み（方針・施策）の体系

地域ごとの特徴のあるまちづくりを進める

- (1) 住環境保護のための土地利用・開発ルールを徹底する
- ◆開発・建築の規制・誘導（建築物の高さ制限等）の充実を図ります
 - ◆敷地の細分化を防止するための最低敷地面積の指定や宅地内緑化を推進します
 - ◆建築ルールの適切な運用に努めます
 - ◆国分寺崖線の保全・整備に努めます
- (2) 開発等による環境への影響を評価するしくみづくりを進める

[illegible]

まちづくり条例とは、建物の建て方や緑の保全のルールなど、まちづくりに関する基本的な理念や望ましいまちの将来像の描き方、そして効果的に進める「方法」、「手順」、「手続」を総合的に定めたものを言います。

国分寺市では、現在、「都市づくりサロン」で検討した内容を基に、条例案を作成しています。

「循環型社会」を実現するためには、私たちにとって最も身近な「ごみ（廃棄物）」問題を解決しなければなりません。市は「一般廃棄物処理基本計画及びこれに伴う、ごみ減量化・資源化行動実施計画（アクションプラン）」を実施しています。市民生活、事業活動等の各段階において、まずはごみの発生そのものが少ない社会を目指し、ごみが発生したとしても資源・エネルギーとして利用できる資源循環型のまちづくりへの転換を市民・事業者・市が一体となって推進していきます。

ごみの減量化・資源化の具体的な取り組みとして、生活系、事業系ごみの排出抑制を図るとともに、生ごみについてはコンポスト等の活用により有効利用を図ります。

また、有価物回収事業（集団回収）の拡充や、事業ごみの資源化の促進、分別収集等の拡充・強化により資源化施策を推進します。さらに、焼却残さを原料とするエコセメント事業に参加して、廃棄物の有効利用を図るとともに、最終処分場の埋め立て残余年数を延長させます。

多摩地域各市で実施されつつある先行事例を分析しながら、ごみの処理費用の望ましい公平負担のあり方やごみ処理費用の適正化の方法について検討します。



3-1 3R（リデュース・リユース・リサイクル）※

■方針・施策の考え方

ごみを減らすためには、市民・事業者・市が一体となってごみ減量に取り組んでいかなければなりません。取り組みの進捗状況を的確に把握するため数値目標を設定します。

また、ごみを減らすよう、物を大切にするよう心がけるほか、環境負荷の少ない商品を選ぶ、グリーン購入※を進めます。また、戸別収集システム（排出者責任の明確化）を導入することによりリデュースを進めます。

次に、再利用や再生利用を進めるため、空になったペットボトルなど、購入先に戻せるものは戻して、ごみ分別の周知や徹底を図ります。それとともに、紙、布の集団回収の充実、剪定枝のチップ化を進めるなど、リユース、リサイクルを促進して焼却・埋め立て処理に頼った処理のあり方を見直します。

「循環型社会」を目指し、最適処理方法を選定するにあたり、継続的な検討とともに、技術や社会の動向等の情報を収集するなど、調査・研究体制を整えます。

また、広く市民や学校、事業者等への情報提供とPRを行い、環境学習の場を提供します。それらに加え、ごみ減量のモデル施設（市役所・学校等）づくりに取り組み、その経験を広く、ごみの減量に活かしていきます。

※ 3R（リデュース・リユース・リサイクル）：

循環型社会の形成にむけた基本的な考え方です。これまでは、リサイクルに重点をおいて進められてきましたが、循環型社会形成推進基本法の施行を契機に、リデュース・リユースを加えた3Rが基本となっています。

リデュース：ごみになるような物をつくらない・買わない、物を長く大切に使うこと

リユース：気軽に物を捨てずに、人にゆずったり、繰り返し使うこと。

リサイクル：資源ごみとして回収した物を材料やエネルギーにかえて、再製品化すること。

■市民・事業者・市の取り組み（方針・施策）の体系

循環型社会を
実現する

- (1) ごみ減量の数値目標を設定し、実行する
- (2) リデュース（排出抑制）を重視した暮らしを普及させる
 - ◆ごみになるものを扱わないように努めます
 - ◆環境負荷の少ない商品の選択を行います
 - ◆ものを大切にします
 - ◆必要なものを必要な数量だけ入手します
 - ◆戸別収集システムの導入を図ります
- (3) リユース・リサイクルを促進、焼却・埋め立て処理を見直します
 - ◆購入先に戻せるものは戻すようにします
 - ◆分別の周知・徹底を図ります
 - ◆リユース・リサイクルに容易な商品を選択し、また極力商品化への促進を図ります
 - ◆適切な生ごみ処理（自家処理を含む）の普及促進を図ります
 - ◆紙・布、生ごみ、焼却灰、プラスチック類、剪定枝等の再資源化向上を図ります
- (4) 「循環型社会」実現に向けた活動を促進し、体制を機能的に整備・構築する
 - ◆今後の最適処理方法選定（ごみの発生から最終処分まで）について、継続的に検討を進め適宜計画の立案・実行するためのしくみ（Plan-Do-Check-Action）とその体制の整備を図ります
 - ◆技術動向・社会動向等関連情報の収集と調査・研究体制の整備を図ります
 - ◆広報・宣伝活動体制をより強化するように努めます
 - ◆環境学習・啓発活動体制をより強化するよう努めます
- (5) 「循環型社会」実現に向けた意識向上策を積極的に企画・実施する
 - ◆全庁的な取り組みをより一層強化します
 - ◆社会（市民、学校、事業者等）への的確な情報提供とPRを行います
 - ◆社会（市民、学校、事業者等）への環境教育・学習の場を提供することに努めます
 - ◆「ごみ減量のモデル施設（市役所・学校）」づくりを推進します

地球環境

現在、地球環境は極めて厳しい状況にあります。地球温暖化、オゾン層破壊、砂漠化、熱帯雨林の減少等、これらに人口問題が加わります。

本計画では持続可能な地球環境を私たち自身が直接貢献できる重要な課題である、「地球温暖化防止」に絞ることにします。環境活動は「地球規模で考え、地域で活動する」と言われています。本計画では「地球環境の視点から、市民・事業者・市の日常を見つめ直す」を出発点として、これを継続的に実施していくことを目標とします。

地球温暖化は1980年代から深刻な地球環境問題として認識されるようになり、地球規模において本格的に温暖化問題に取り組むようになりました。

1997年には地球温暖化防止京都会議（気候変動枠組条約第3回締約国会議）で「京都議定書」が採択されて、温室効果ガス^{*}の削減量が義務付けられました。市は率先して、市民、事業者等と協働し、省エネルギー・省資源に取り組み、温室効果ガスの削減を積極的に進めます。

3-2 地球温暖化対策

■方針・施策の考え方

地球温暖化防止推進計画を策定し、その削減目標の達成を目指して取り組みます。地球温暖化に関する優れた啓発資料を集めて、環境教育・学習が学校、社会及び家庭など多様な場で行えるようにします。

京都議定書

1997年(平成9年)12月に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議で採択されたもので、先進国などの温室効果ガス6種類の排出量削減の義務を定めています。

1990年レベルから共同達成方式で、日本6%、米国7%、EU8%、平均5.2%削減となっています。期間は2008年から2012年までです。

温室効果ガス

温室効果ガスとは、太陽光線によって暖められた地表面から放出される赤外線を吸収して大気を暖める効果をもつガスのことです。種類としては、二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素、フロンガスなどがあります。

■市民・事業者・市の取り組みの方針・体系

地球環境の視点から、市民・事業者・市の日常を見つめ直す

(1) 京都議定書へ適切に対応する

◆地球温暖化防止推進計画を作成し、実施するように努めます

(2) 温室効果ガスの発生を抑制する

◆廃冷凍機等のフロンガスは完全に回収するよう努めます

◆ごみの分別を徹底し、同時に排出量も削減して焼却量を減らすよう努めます

(3) 常に、利便性とエネルギーの環境負荷とのバランスを重視する

◆公共交通の拡充、改良を進め、自家用車の使用を減らすよう努めます

(4) 「地球温暖化」を環境教育・学習の主要なテーマの一つに定めて、その理解を深めるとともに、環境活動に取り組む動機を与える

◆温室効果ガス問題の優れた資料を集め環境教育・学習に活用することを進めます

◆省エネルギー・省資源の重要性、方法、効果についての資料を集め、環境教育・学習に活用するよう図ります

◆環境家計簿を導入して、これを省エネルギー・省資源等に積極的に活用するよう図ります

3-3 省資源・省エネルギー

■方針・施策の考え方

省資源・省エネルギーを促進するために、省エネ型商品の利用や自然エネルギーの活用を進めます。また使い捨て文化を改めて、ものを大切に使用する習慣を身に付けるようにします。

一方、利便性と環境負荷のバランスがとれた「ライフスタイル」への移行を促し、また公共交通機関はその利便性を高めて、より利用しやすい状況をつくります。さらに、公共施設や大規模事業者には一層の省エネルギーを求めるように努めます。

さらに、環境配慮指針を策定し、その取り組みを実行・点検・評価する仕組みをつくり、施策の改善を継続的に行い、その実効を確保します。また、環境家計簿の普及を推進して、省エネルギー・省資源に対する意識の向上を図ります。

■市民・事業者・市の取り組み（方針・施策）の体系

エネルギーを
大切につかう

- (1) 様々な工夫をして、省資源、省エネルギーを有効に
 - ◆太陽光等の自然エネルギーを積極的に活用します
 - ◆省エネルギー型商品（石油・ガス・電化製品、自動車、建築物等）の利用を促進します
 - ◆家庭、事業所、事務所等では、エネルギーの消費量の計画的な削減に努めます
 - ◆ものを大切にして、長期間使用する習慣を身につけます
- (2) 省エネルギー及び温室効果ガスの削減を誘導し、使用規制を加え、また必要に応じて、数値目標化して実現を図る
 - ◆公共施設における省エネルギー化を一層推進します
 - ◆大規模事業所に対して、エネルギーの消費量、及び温室効果ガスの排出量の一層の削減を求めるよう努めます
 - ◆エネルギーの消費量、及び温室効果ガス排出量に数値目標を設定して、削減を確かなものとするように努めます

第4章 今、特に優先して取り組むべき施策

第3章に示された基本方針・施策のうち、特に優先して取り組むべき施策を取り上げています。

1 野川とその他水辺の復元

市内の野川はコンクリート3面貼りになっています。そのため、水生生物の生息環境が単純化されたものになり、多様な生物が生息できない環境になっています。

市民が、水と親しみ、さまざまな水生生物が生息できるような野川の整備を市民とともに、東京都に要請します。

また、野川上流の清水川（お鷹の道）や姿見の池などでは、さまざまな生物（ホタルなど）が生息できる環境づくりを進めます。

2 学校におけるモデル的施策の推進（自然エネルギーの活用、ビオトープ化）

教育委員会と連携し、一部の学校においてモデル的な取り組みを進めます。太陽光の熱やエネルギーを活用した省エネルギーシステムをNEDO（新エネルギー・産業技術総合開発機構）等の補助金を利用しながら導入します。

また、校庭の一部にビオトープを作り、環境学習などへの活用を進めます。

3 リスクや環境影響に関するコミュニケーションの促進

環境問題の中には、化学物質過敏症や環境ホルモン*などのように、発症や影響予測のしくみが必ずしも十分解明されていないが、深刻な影響、取り返しのつかない影響のおそれがある問題があります。これらについては、科学的な知識の充実に努めながら、必要に応じてリスクに関する情報を提供していきます。

4 環境家計簿の導入

環境家計簿を導入することにより、それぞれの家庭において、エネルギー使用量・二酸化炭素排出量等を把握することで、地球環境問題にも目を向け、より環境負荷の少ない生活様式とするためのきっかけをつくれます。

5 資源循環型のまちづくりへの転換

市民生活、事業活動、文化の各部門において、ごみの発生そのものが少ない社会を目指し、ごみが発生しても資源として再利用できる社会への転換を、市民・事業者・市が一体となって推進していきます。

さらに、循環型社会の形成のシンボルとして、ごみ減量のモデル施設づくりを進めます。

6 市内の生態系や動植物の現況調査の実施

地域在来の動植物の種類、生息数を減らさない、増やすため、市内の生態系や動植物の現況調査を市民団体等のネットワーク化を図ることで、新たな相乗効果を生みだします。さらに市との協働等により、その結果を実施計画に反映します。

また、市民が身近な生き物に親しむことのできる機会を増やし、自然の大切さを考え、環境改善活動へのきっかけづくりを進めるため、市民参加による生き物調査を実施します。

7 農業と市民のつながり、農への理解の促進

相続税の問題など都市農業がもっている諸問題や市の厳しい財政状況を踏まえると、農地の保全を公有化のみに依存することは難しい状況です。

そのため、農の大切さの教育・普及や、JAや市を中心とした市全体での地産地消を推進するほか、援農ボランティア制度^{*}・援農ヘルパー制度の普及など、各種施策を総合的に推進することにより、農への理解を促進し、農地の保全に向けた環境づくりを進めます。

第3部 計画を有効なものにするために



第23回こくぶんじ写真コンクール入賞作品

第3部 計画を有効なものにするために

計画を有効なものにするために、まず市民ひとりひとりが環境に対する意識を高め、日常生活や事業活動の中で環境に配慮した行動を実践していくことが求められます。

そのためには、環境教育・学習をより総合的、計画的に進めるために、「環境教育・学習推進計画」を策定します。

また、計画を確実なものとするため、「実施計画」を策定します。さらに、行動指針としての「環境配慮指針」を作成し、各主体の取り組みを点検・評価するしくみをつくります。

環境施策を総合的・計画的に推進するため、専任組織を設置します。

また、広く市民・事業者・市等が一堂に会して意見交換をする場として環境ひろばを設置します。さらに、計画の進捗状況を管理・評価する機関として、環境推進管理委員会を設置するなどの体制をつくります。

第1章 環境教育・環境学習

「環境を感じ、学び、そして考える」ための、体験に根ざした環境教育・学習をいっそう充実させていきます。同時に、多岐にわたる現在の環境問題を、総合的に理解するために必要な基礎的な知識を学習して、よりよい環境づくりへの活動意欲を高めるために、総合的な環境教育・学習を進めます。このような環境教育・学習をとおして、「地球規模で考え、地域で活動する」という視点で市民・事業者・市は、持続可能な循環型社会の実現を目指します。

また、現在取り組まれている環境教育・学習を、より総合的、計画的に進め、いっそう充実するために、「環境教育・学習推進計画」を策定します。

1 地域における環境教育・学習の充実

市内の学校、公民館、地域センターなど、現在環境教育・学習を担っている場の連携を深め、取り組みの総合化を図ります。

また、環境教育・学習の総合的な取り組みは、学校や市だけでは進められないため、学校や市とともに、地域社会、事業所、家庭など多様な場での市民、市民団体、事業者等の活発な取り組みが必要となります。

環境問題に取り組む市民団体や地域社会の活動への支援を進めるとともに、理解の裾野を広げるため市民、事業者への啓発活動に取り組みます。

2 環境教育、環境学習の拠点の整備

環境情報センター、リサイクルセンターなどを環境教育、環境学習の拠点として整備し、環境に関するデータや環境教育・学習に活用できる情報を集め提供します。市民や事業者、市への啓発活動、講師派遣などを行います。

3 地域のリーダーの育成、ネットワーク化

環境教育・学習の充実には、市民が自主的、自発的に学習を実践していくしくみとともに、それを担う人材が必要になります。市が現在進めている生涯学習関連事業と連携し、環境学習を担う地域のリーダーの育成に努めます。

また、環境教育・学習を担っている各団体等の連携、ネットワークづくりを進めます。

4 学校や公園、緑地、水辺等の活用

大人も子どもも身近な環境から「感じ、学び、そして考える」ことが大切です。成長過程にある子どもたちは、豊かな自然体験を通じて環境を感じる感性を育むことが、特に大切になります。現在ある公園、崖線緑地、樹林地、農地、湧水、水辺空間等を、環境教育・学習の場として積極的に活用するとともに、今後の、公園、水辺空間等の整備では、環境教育・学習の場としての活用という視点を重視した整備を図ります。

また、循環型社会実現に向けた体験的な学習活動を促進するため、清掃センター、リサイクルセンター等の活用を進めるとともに、市内の事業所や商店等さまざまな場所を環境教育・学習の場として活用していきます。

5 事業者の環境活動の促進と支援

近年の環境意識の高まりは、事業活動にも大きな影響を与えています。環境を重視した経営理念をかがげ、社会貢献としての環境活動を実践する事業者も増えてきています。今後も事業者との連携を積極的に図り、地域の環境情報の提供や環境教育のための講師派遣などを実施し、協力して環境教育・学習に取り組みます。

6 環境教育・学習教材の活用、プログラムづくり

環境担当部署、公民館などで実施している「農業体験講座」などの各種の環境学習事業や、体験学習などの充実を図るとともに、それらの経験を活かした環境教育・学習のプログラムや教材づくりを進めます。その他、環境情報センターやリサイクルセンターにおいても、市民団体、学校等と連携して、子どもだけでなく大人に対する啓発にも有効な、地域特性を活かしたきめ細かい体験型の継続的な学習プログラムづくりを進めます。

7 市職員、教員の研修の充実

市のあらゆる事業について環境への配慮が求められることと、環境教育・学習における学校の役割の重要性から、市職員、教員は率先して環境について学び、それを業務に活かすことが求められます。環境問題に関わる研修の充実、外部の教育機関の活用、自主研究、研修の支援などに取り組みます。

第2章 計画を推進するためのしくみをつくる

計画を推進するための、法的な裏付けとなる条例を制定します。また、環境基本計画をもとに実施計画を策定します。さらに、市民・事業者・市が環境に配慮して行動できるよう、環境配慮指針を作成し、実行・点検・評価するしくみをつくります。

1 環境基本条例の制定

市民・事業者・市の各主体が、それぞれの役割を認識しながら環境に配慮したまちづくりを進めるため、環境基本条例を制定し、これに基づいて環境基本計画を推進することとします。

条例は、環境の保全・回復・創造に関する理念を明らかにするとともに、市民・事業者・市の役割を明らかにします。また、この条例は、環境に関する施策の基本となり、また環境基本条例に基づく個別条例の基本となる条例として制定します。

2 推進と評価・点検のしくみをつくる

2-1 実施計画の策定

環境基本計画を確実に推進するため、基本計画の施策を具体化するとともに、それぞれの施策の実施期限や数値目標を定めた実施計画をつくります。実施計画は、環境基本計画策定後速やかに市が案を作成し、環境ひろばからの要望・提案を受けて策定します。

2-2 環境配慮指針の作成

環境に関する施策は、環境を直接担当する部署の取り組みだけでは実行できません。市内各分野の横断的な連携に基づく総合的な取り組みとともに、市民、事業者の取り組みが必要です。

市民・事業者・市が環境に配慮して行動できるよう、基本的な姿勢や考え方の"めやす"を主体別の環境配慮指針として作成します。

また、現在市が取り組んでいる様々な施策・事業はもとより、民間の開発事業なども、環境の視点に立って見直したり、改善したりする必要があります。このために、事業別の環境配慮指針を作成します。

環境基本計画で定めた目的の共有を図りながら、市の取り組みとして、環境マネジメントシステムの構築を進めます。

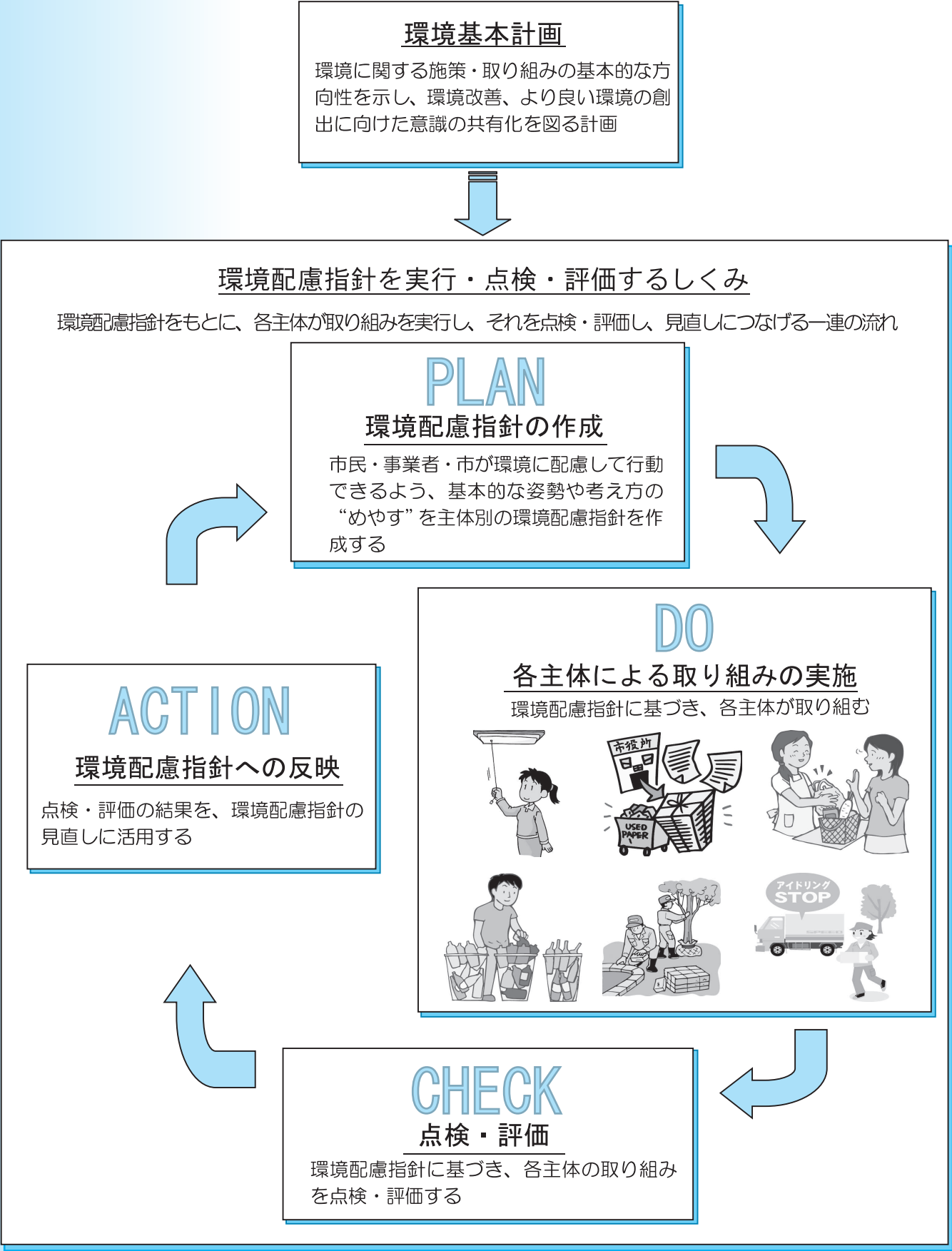
2-3 環境配慮指針に基づき、点検・評価するしくみ

市の施策や市民の生活、事業者の事業を見直し、よりよい環境をつくるために、環境配慮指針に基づき、各主体の優れた取り組みに対しては、高く評価するしくみをつくります。

2-4 環境報告書

市民・事業者・市のそれぞれの的確な情報と問題意識を共有するため、「環境の現状」や「実施計画の進捗状況」、「環境配慮指針の取り組み状況」などを1年ごとに把握し、「環境報告書」として公表します。

図6. 環境配慮指針による取り組みを点検・評価し、
環境配慮指針へ反映させるしくみのイメージ



第3章 計画を進める体制をつくります

環境施策を総合的・計画的に推進するため、環境施策推進の核となる専任組織を設置します。また、広く市民・事業者・市等が一堂に会して意見交換をする場として環境ひろばを設置します。さらに、実施計画等の検討及び計画の進捗状況を管理・評価する機関として、環境推進管理委員会を設置します。

1 専任組織

計画の推進・進行管理を実施する部署として、専任組織を設置します。専任組織は、実施計画・環境配慮指針の策定にあたりとともに、環境ひろばと環境推進管理委員会の事務局となります。

人的、財政的充実を進め、庁内のあらゆる部署に対して環境の視点から助言・支援を行います。

2 協働の場

2-1 環境ひろば

広く市民・事業者・市が一堂に会して意見交換をする場として環境ひろばを設置します。そこでは、実施計画・配慮指針等の策定や見直しに当たって、提案や要望の提出を行います。

また、環境報告書などに基づいて、環境に関する課題の抽出や、対策についての提案や要望を行います。

2-2 環境ネットワーク

本計画を実施に移す場合には、既にさまざまな活動している市民、事業者の協力は不可欠です。本計画で優先して取り組むべき施策の実施や、実施計画や環境配慮指針を協働で推進するため、市民や事業者がそれぞれの得意分野を活かして活動を進める、環境ネットワークを設置します。

3 環境審議会

市民、学識経験者等で構成する環境審議会を設置します。この組織は、実施計画、環境配慮指針、環境報告書等の審議を行い、また、必要に応じ、広く環境問題に関して、市長に建議を行います。

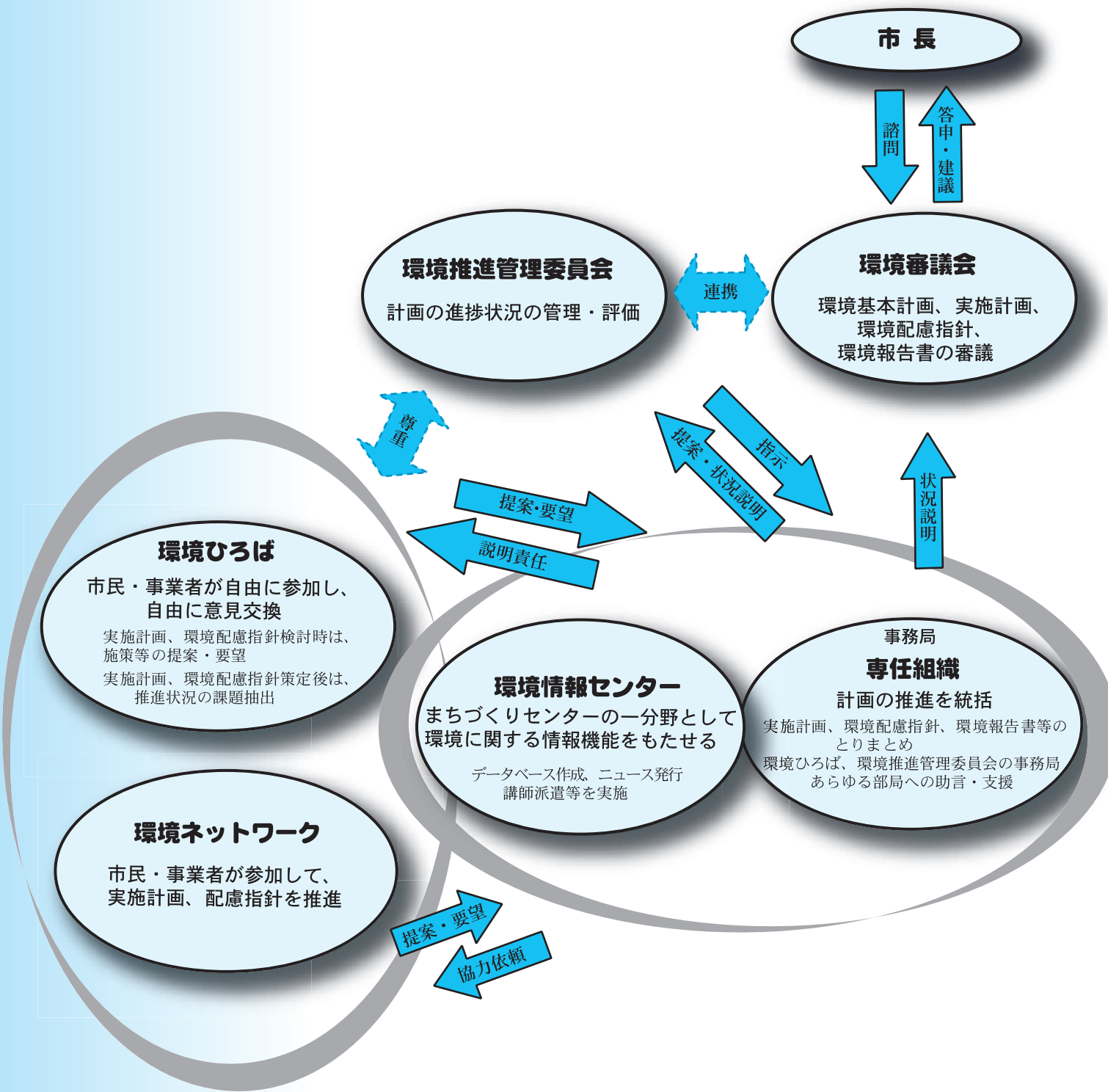
4 環境推進管理委員会

市民、学識経験者、市職員で構成する環境推進管理委員会を設置します。この組織は、実施計画、環境配慮指針等の進捗状況の管理・評価を行います。

5 環境情報センター

予定されている「まちづくりセンター」の一分野として、環境に関する情報機能を持つ環境情報センターを設置します。環境情報の発信や環境教育・学習の拠点として、データベースの作成や、ニュースの発行、環境NGO/NPOの支援・調整等のほか、講師派遣、シンポジウム・フォーラムの企画・実施等を、環境省に登録されている環境カウンセラーなどの協力を得て進めます。

図7. 計画の推進体制



注：市民には、市民活動団体も含む

6 連携を進め、力を合わせます

6-1 他の組織とともに

市は国・東京都・近隣自治体等のほか、大学・NPO・各種研究機関等と連携するとともに、市内の事業者との連携を強化します。

◆国・東京都・近隣自治体との連携

国や東京都、近隣自治体との連携を深め、広域的な取り組みを実施するほか、情報交換を行い、総合的かつ効率的に計画を推進します。また、各種助成制度を活用し、財源の充実を図ります。

◆大学・NPO・各種研究機関等との連携

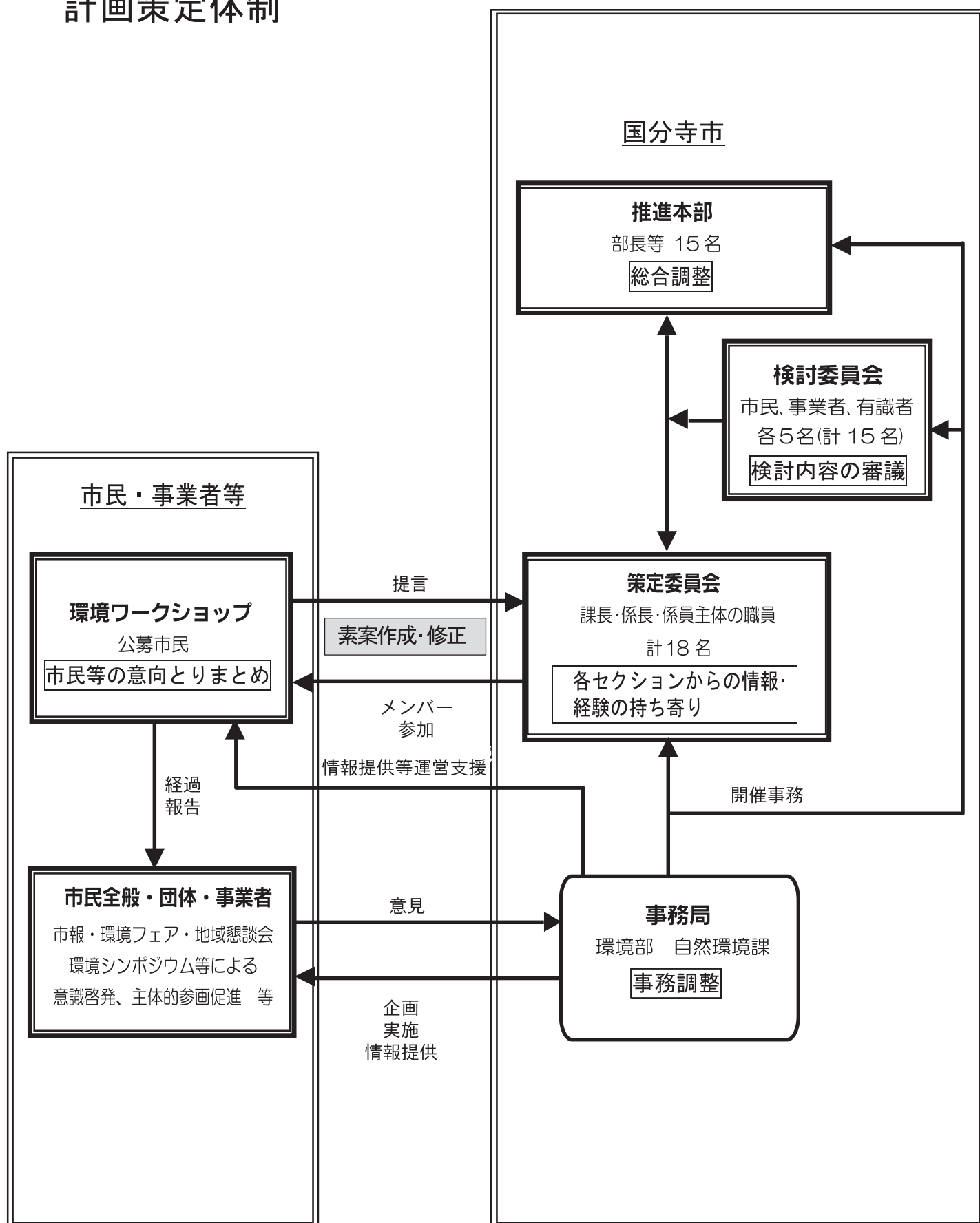
市内及び近隣の大学や学生、市内で活動しているNPO等、各種研究機関等との連携を深め、環境に関する様々な調査研究を行い、その成果を公表します。

◆事業者との連携

市内の事業者との連携を深め、環境に配慮した事業活動への取り組みを促進するため、事業者同士の環境に関する情報交換の場をつくるなど連携のしくみをつくります。

参考資料

計画策定体制



計画策定の経緯

●策定委員会の検討経過

回	日 時	議 題 等
1	平成13年 11月22日	委員の任命又は委嘱、環境基本条例の制定及び環境基本計画の策定について 環境基本計画の基本的な考え方 条例の制定及び基本計画の策定方法・スケジュール
2	12月20日	国分寺市における環境行政の現状と問題点について 市民ワークショップについて
3	平成14年 1月17日	新聞記事紹介、国分寺市における環境の現状・課題について
4	2月7日	ごみ問題について
5	2月21日	第1回環境ワークショップの進め方について、その他の市民参加について
6	3月14日	第1回環境ワークショップを振り返って 第2回環境ワークショップの進め方について
7	4月18日	第2回環境ワークショップの報告、第3回環境ワークショップの進め方 今後の市民協働のあり方、環境かるたの紹介・討議
8	5月16日	環境かるたの紹介・討議
9	2月21日	環境かるたの紹介・討議
10	6月20日	環境基本条例の検討にあたって、環境かるたの紹介・討議
11	8月9日	環境ワークショップで出された課題の吟味
12	8月22日	環境ワークショップで出された課題の吟味
13	9月5日	課題・方針等の体系化
14	9月19日	課題・方針等の体系化
15	10月10日	環境かるたに基づくワークショップ
16	10月24日	住民参加について
17	11月21日	計画の枠組み（委員長案）、各方針の分類
18	12月17日	計画の枠組み、国分寺市環境基本計画の施策・分類表
19	平成15年 1月9日	計画の枠組み、国分寺市環境基本計画の施策・分類表
20	2月14日	計画の枠組みに基づいた第1部第1、2章の文章化
21	3月13日	環境シンポジウムについて
22	4月3日	平成15年度策定スケジュール（案） 計画の枠組みに基づいた第1部、第3部の文章化について
23	4月24日	計画の枠組みに基づいた第1部、第3部の文章化について
24	5月27日	計画の枠組みに基づいた第1部、第3部の文章化について 計画の枠組みに関する策定委員会でのこれまでの検討の流れ
25	6月5日	現況データ一覧表について
26	6月19日	環境基本計画の枠組み（案）に基づいた第1部、第3部の文章化について
27	7月10日	施策の進捗状況（経済課） 環境基本計画の枠組み（案）に基づいた第1部、第3部の文章化について
28	7月28日	環境基本計画の枠組み（案）に基づいた第1部、第3部の文章化について
29	8月7日	環境基本計画の枠組み（案）に基づいた第1部、第3部の文章化について
30	9月4日	1、3部に関するワークショップの意見について 環境基本条例について、環境権について
31	9月18日	環境基本計画の推進組織について
32	10月2日	推進体制のイメージについて、庁内ヒアリングについて
33	10月21日	庁内ヒアリングについて
34	11月6日	策定スケジュール、第3部文章化・推進体制、環境基本計画（骨子案）
35	11月26日	第3部の確認
36	12月3日	環境教育・学習の拠点（中平案）、第3部の文章化等、今後のスケジュール
37	12月22日	推進管理委員会の名称、環境教育・環境学習、キャッチフレーズについて
38	平成16年 1月15日	計画素案の修正点について、環境基本条例案について
39	1月29日	環境基本条例検討の基本的な方向性、環境基本条例の構成（案）
40	2月5日	環境基本条例（素案）
41	2月19日	環境基本条例（素案）
42	3月3日	環境基本条例（素案）
43	3月10日	環境基本条例（素案）

●国分寺市環境ワークショップ検討経過

回	日 時	議 題 等
1	平成14年 3月2日	自己紹介、市からの説明（基本的考え方・スケジュールなど） グループ討議「こんなまちにしたい」「こんなことはしたくない」
2	3月23日	日野市の事例紹介 グループ討議「日野市にききたいこと」「国分寺市で取り入れたいこと」
3	4月20日	今後の進め方①
4	5月12日	今後の進め方②
5	6月2日	大まかなスケジュールの確認、課題を討議するうえでの環境の範囲
6	6月17日	自然環境に関する課題①
7	6月23日	自然環境に関する課題②
8	7月9日	都市環境に関する課題①
9	7月14日	都市環境に関する課題②
10	7月23日	ごみに関する課題①
11	7月28日	ごみに関する課題②
12	8月18日	課題全体について①
13	9月1日	課題全体について②
14	9月9日	6回～13回の意見のまとめについて
15	9月15日	緑分野の課題・方針について
16	9月24日	水分野の課題・方針について①
17	9月29日	水分野の課題・方針について②
18	10月7日	生態系、道路・交通分野の課題・方針について①
19	10月13日	生態系、道路・交通分野の課題・方針について②
20	10月22日	道路・交通・大気・都市・生活型公害の課題・方針について①
21	10月27日	道路・交通・大気・都市・生活型公害の課題・方針について②
22	11月5日	上下水、景域分野の課題・方針について
23	11月10日	景域、住宅地分野の課題・方針について
24	11月26日	住宅地、歴史、文化分野の課題・方針について
25	12月1日	歴史、文化、地域コミュニティ分野の課題・方針について
26	12月10日	地域コミュニティ、ごみ分野の課題・方針について
27	12月15日	ごみ分野の課題・方針について
28	平成15年 1月19日	計画の枠組み案、今後のワークショップの進め方について
29	2月2日	各分野の望ましい将来像について①
30	2月23日	各分野の望ましい将来像について②
31	3月9日	各分野の望ましい将来像について③
32	3月30日	各分野の望ましい将来像について④
33	4月12日	「各項目の【望ましい将来像】の確認」について
34	4月26日	「各項目の【望ましい将来像】の確認」について
35	6月1日	「各項目の【望ましい将来像】の確認」について
36	6月15日	「各項目の【目標】の検討」について
37	7月6日	「各項目の【目標】の検討」について
38	7月20日	「方針・施策の検討」の進め方について
39	8月10日	策定委員会のこれまでの経過報告、ワークショップ分科会の進め方等について
40	8月31日	計画の基本となる考え方について、計画の推進方法について
41	9月7日	分科会からの報告
42	9月21日	分科会からの報告
43	10月5日	第3部に関する自由討議
44	10月19日	「方針・施策のまとめ」についての取り扱い方についての討議 第3部の構成案、第2部のフォーマット案、重点施策に関する確認
45	11月3日	「方針・施策のまとめ」についての取り扱い方についての討議 第3部の構成案、第2部のフォーマット案、重点施策に関する確認
46	11月16日	第3部についての討議
47	11月30日	第2部の方針・施策案について、第1部の文章化案について
48	12月7日	12月及び今後のスケジュールの説明、検討委員会について 骨子案全体を通じた内容の確認
49	12月21日	各種会議の報告、環境教育・学習、計画策定の視点 キャッチフレーズ、優先すべき施策
50	平成16年 1月11日	環境ワークショップの反省と今後の進め方、キャッチフレーズ、次回からの予定
51	1月25日	条例とは、環境教育・学習、環境都市宣言
52	2月8日	条例案の検討、今後の日程について
53	2月15日	条例案の検討
54	3月7日	条例案の検討
55	3月14日	条例案の検討

●検討委員会の検討経過

回	日 時	議 題 等
1	平成15年 12月22日	国分寺市環境基本計画（素案）について
2	平成16年 1月9日	国分寺市環境基本計画（素案）について
3	1月23日	国分寺市環境基本計画（素案）について
4	2月2日	国分寺市環境基本計画（素案）について
5	2月6日	国分寺市環境基本計画（素案）について
6	2月24日	国分寺市環境基本計画（素案）の答申案について 市長への答申について

●地域懇談会の開催経過

回	日 時	場 所・議 題 等
1	平成15年 12月16日	本多公民館 国分寺市環境基本計画（素案）について
2	12月18日	ひかりプラザ 国分寺市環境基本計画（素案）について
3	平成16年 2月4日	いずみホール 国分寺市環境基本計画（素案）について
4	2月5日	本町・南町地域センター 国分寺市環境基本計画（素案）について

●団体ヒアリングの開催経過

回	日 時	団 体 名 等
1	平成14年 9月14日	崖を保全する会
2	9月21日	国分寺冒険遊び場の会
3	9月26日	リオン
4	9月26日	日立中央研究所
5	9月27日	まちづくりサロン
6	10月3日	環境問題研究会
7	10月4日	コープとうきょう国分寺店
8	10月8日	J A東京むさし
9	10月8日	イトーヨーカドー恋ヶ窪支店
10	10月9日	商工会
11	10月11日	NPO法人 ごみ環境ビジョン21

環境基準等

●大気汚染に係わる環境基準

昭和48年5月8日

環境庁告示第25号

平成9年2月4日

環境庁告示第4号

物 質	環 境 上 の 条 件
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、 1時間値が 0.1ppm 以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、 1時間値の8時間平均値が 20ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、 1時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が 0.06ppm 以下であること。
ベンゼン	1年平均値が $0.003\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が $0.2\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が $0.2\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。

●水質汚濁に係る環境基準

昭和46年12月28日
環境庁告示第59号

《人の健康の保護に関する環境基準》

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カドミウム	0.01mg/l以下	1,1,1 -トリクロロエタン	1mg/l以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2 -トリクロロエタン	0.006mg/l以下
鉛	0.01mg/l以下	トリクロロエレン	0.03mg/l以下
六価クロム	0.05mg/l以下	テトラクロロエレン	0.01mg/l以下
砒素	0.01mg/l以下	1,3 -ジクロロベンゼン	0.002mg/l以下
総水銀	0.0005mg/l以下	チウラム	0.006mg/l以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003mg/l以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/l以下
ジクロロメタン	0.02mg/l以下	ベンゼン	0.01mg/l以下
四塩化炭素	0.002mg/l以下	セレン	0.01mg/l以下
1,2 -ジクロロエタン	0.004mg/l以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下
1,1 -ジクロロエレン	0.02mg/l以下	ふっ素	0.8mg/l以下
1,2 -ジクロロエレン	0.02mg/l以下	ほう素	1mg/l以下

注) 環境基準値は年間平均値とする。ただし全シアンに係る基準値については最高値とする。

《生活環境の保全に関する環境基準 (河川)》

類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値				
		水素イオン 濃 度 (pH)	生物化学 的酸素要 求量 (BOD)	浮遊粒子状 物 質 量 (SS)	溶 存 酸 素 量 (DO)	大 腸 菌 群 数
AA	水道 1 級、 自然環境保全及 び A 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/ l 以下	25mg/ l 以下	7.5mg/ l 以上	50MPN/100m 以下
A	水道 2 級、 水産 1 級、 水浴及びB 以下 の欄に掲げる もの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/ l 以下	25mg/ l 以下	7.5mg/ l 以上	1000MPN/100ml 以下
B	水道 3 級、 水産 2 級、 及びC 以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/ l 以下	25mg/ l 以下	5mg/ l 以上	5000MPN/100m 以下
C	水産 3 級、 工業用水 1 級及 びD 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/ l 以下	50mg/ l 以下	5mg/ l 以上	—
D	工業用水 2 級、 農業用水及びE の欄に掲げる もの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/ l 以下	100mg/ l 以下	2mg/ l 以上	—
E	工業用水 3 級、 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/ l 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2mg/ l 以上	—

●土壌の汚染に係る環境基準

平成3年8月23日
環境庁告示第46号

項 目	環 境 上 の 条 件
カドミウム	検液 1 ㍺につき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米 1kgにつき 1mg未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機リン	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1 ㍺につき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液 1 ㍺につき0.05mg以下であること。
砒素	検液 1 ㍺につき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る)においては、土壌 1kg につき 15mg未満であること。
総水銀	検液 1 ㍺につき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る)においては、土壌 1kg につき 125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液 1 ㍺につき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液 1 ㍺につき0.002mg以下であること。
1, 2-ジクロロエタン	検液 1 ㍺につき0.004mg以下であること。
1, 1-ジクロロエチレン	検液 1 ㍺につき0.02mg以下であること。
シス-1, 2-ジクロロエチレン	検液 1 ㍺につき0.04mg以下であること。
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 1 ㍺につき1mg以下であること。
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1 ㍺につき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1 ㍺につき0.03mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1 ㍺につき0.01mg以下であること。
1, 3-ジクロロプロペン	検液 1 ㍺につき0.002mg以下であること。
チウラム	検液 1 ㍺につき0.006mg以下であること。
シマジン	検液 1 ㍺につき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液 1 ㍺につき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液 1 ㍺につき0.01mg以下であること。
セレン	検液 1 ㍺につき0.01mg以下であること。

●地下水の水質汚濁に係る環境基準

平成9年3月13日
環境庁告示第10号

項 目	環 境 上 の 条 件
カドミウム	0.01mg/l以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/l以下
六価クロム	0.05mg/l以下
砒素	0.01mg/l以下
総水銀	0.0005mg/l以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/l以下
四塩化炭素	0.002mg/l以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.02mg/l以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/l以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下
トリクロロエチレン	0.03mg/l以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下
1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/l以下
チウラム	0.006mg/l以下
シマジン	0.003mg/l以下
チオベンカルブ	0.02mg/l以下
ベンゼン	0.01mg/l以下
セレン	0.01mg/l以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下
ふっ素	0.8mg/l以下
ほう素	1mg/l以下

注) 環境基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

●騒音に係る環境基準（環境基準と地域類型の当てはめ）

（この基準は航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない）

平成 10 年 9 月 30 日

環境庁告示第 64 号

平成 12 年 3 月 31 日

東京都告示第420号

単位：デシベル

地域 類型	当てはめ地域	地域の区分	時間の区分	
			昼 間 6時～22時	夜 間 22時～6時
AA	清瀬市のうち、松山3丁目1番、竹丘1丁目17番、竹丘3丁目1番から3番まで及び竹丘3丁目10番の区域		50以下	40以下
A	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 これらに接する地先、水面	一般地域	55以下	45以下
		2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60以下	55以下
B	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域 これらに接する地先、水面	一般地域	55以下	45以下
		2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域これらに接する地先、水面	一般地域	60以下	50以下
		車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下

備考：車線とは1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部を言う。

この場合において、上表のA・B類型の「2車線以上の車線を有する道路」及びC類型の「車線を有する道路」が幹線交通を担う道路の場合、これに近接する空間については上表に係らず、特例として次表のとおりとする。

基 準 値	
昼 間	夜 間
70デシベル以下	65デシベル以下
備考：個別の住居等において、騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。	

注：「幹線交通を担う道路」

「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、及び市町村道（市町村道にあっては、4車線以上の区間に限る。）等を表し、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、以下のように車線数の区分に応じて道路端からの距離によりその範囲を特定する。

- ・2車線以下の車線を有する道路 15メートル
- ・2車線を超える車線を有する道路 20メートル

用語解説

●法制度

-----【法・制度関係】-----

●J A S法（「農林物資の規格化及び品質表示の適格化に関する法律」）

〈主 旨〉農林物資の品質に関する規格を制定することにより、品質の改善や生産の合理化、取引の公正化及び使用又は消費の合理化を図るとともに、適正な表示を行わせます。消費者の商品選択に資することを目的としています。

〈主な内容〉制定当初は、JAS規格に関してだけの制度でしたが、昭和45年に食品表示についても定めるようになりました。また、平成11年に食品への安全性や健康への高まりとともに、遺伝子組み換え食品の表示や有機農産物加工食品の認定・表示、生鮮食品の原産国表示など食品の表示制度を義務づけるよう改正されました。

●P R T R法（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律）

〈主 旨〉化学物質を取り扱う事業者の自主的な化学物質の管理の改善を促進し、化学物質による環境破壊を未然に防止することを目的とします。

〈主な内容〉工場や事業所などから排出される特定化学物質の排出量の報告を事業者義務づけ、行政が公表します。

●環境基本法

〈主 旨〉環境の保全について基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者、国民の責務を明らかにし、施策の基本となる事項を定め、総合的・計画的に推進します。

〈主な内容〉環境保全の3つの基本理念「環境の恵沢の享受と継承等」、「環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等」、「国際的協調による地球環境保全の積極的推進」を定め、「公害対策基本法」に代わる新たな枠組みを形成します。今日の環境問題に適切に対処していくために、社会経済活動や生活様式を見直し、多様な手法を活用することが必要との観点から環境政策を進める新たな枠組みとなっています。

●食品衛生法

〈主 旨〉食品、添加物、器具、容器包装等を対象に飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、国民の健康の保護を図ることを目的としています。

〈主な内容〉不衛生食品等については販売等が禁止されるほか、販売の用に供する食品、添加物等の製造等の方法については成分規格、製造・調理・加工・保存などの基準を定めています。これに加えて、平成14年7月に輸入食品への規制が強化されました。

●振動規制法

〈主 旨〉工場等や建設工事に伴って発生する振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に関わる許容限度を定めることなどにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としています。

〈主な内容〉著しく振動を発生する特定施設を定め、振動の規制基準を定めています。市町村長は、特定施設や建設工事の場所に立ち入り検査をさせることができ、基準に適合しない場合には改善勧告・改善命令を出せることができます。

●騒音規制法

〈主 旨〉工場等や建設工事に伴って発生する騒音について必要な規制を行うとともに、自動車騒音に関わる許容限度を定めることなどにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としています。

〈主な内容〉著しく騒音を発生する特定施設を定め、騒音の規制基準を定めています。都道府県知事は、特定施設や建設工事の場所に立ち入り検査をさせることができ、基準に適合しない場合には改善勧告・改善命令を出せることができます。

●都市公園法

〈主 旨〉都市公園の設置及び管理基準などを定め、公共の福祉を増進することを目的としています。

〈主な内容〉都市公園の定義や、公園施設の定義、設置基準のほか、都市公園における私権の制限や工作物の制限などを定めています。

●用語

【数字・アルファベット】

3 R（リデュース・リユース・リサイクル）

循環型社会の形成にむけた基本的な考え方です。これまでは、リサイクルに重点をおいて進められてきましたが、循環型社会形成推進基本法の施行を契機に、リデュース・リユースを加えた3 Rが基本となっています。

リデュース：ごみになるような物をつくらない・買わない、物を長く大切に使うこと

リユース：気軽に物を捨てずに、人にゆずったり、繰り返し使うこと。

リサイクル：資源ごみとして回収した物を材料やエネルギーにかえて、再製品化すること。

【あ】

イメージハンブ

自動車のスピードを緩めるため、舗装材や色の変化によりドライバーが速度を抑えるよう視覚的に促すサインのことです。

雨水浸透ます

雨水浸透ますは従来の雨水ますと違い、底と横に穴があいていて、雨水を地下にしみ込みやすくなっています。

雨水が地下にしみ込むことによって川の流れ込むまでの時間を長くし、河川のはんらん等を防ぐとともに、地下水も確保し樹木の補水や湧水の復活などにも役立ちます。

援農ボランティア制度

農家の担い手不足と農業に関心のある市民が参加・協力する援農ボランティア等によって市民と交流を図りながら都市農業を支援するものです。

オゾン層

大気中のオゾンは、その約90%が地上から10～50km上空の成層圏と呼ばれる領域に集まっています。この成層圏オゾンが、通常「オゾン層」と呼ばれています。人間や、生物に有害な紫外線をさえぎる役目を果たしていますが、南極大陸上空では、オゾン濃度が特に低いところ（オゾンホール）が発見され問題になっています。

温室効果ガス

太陽光線によって暖められた地表面から放射される赤外線を吸収して大気を暖める効果（地球温暖化）をもつガスのことです。種類としては二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素、フロンガスなどがあります。

温暖化

二酸化炭素等の濃度の上昇により、通常大気を通過して宇宙に出ていく太陽光線の輻射熱のエネルギーが大気中にたまり、その結果大気の実平均気温が上昇する現象です。

二酸化炭素、メタンガス、フロンガス、亜酸化窒素等のガスは波長の短い太陽光線は良く通すが、波長の長い輻射熱は吸収して通しにくいいため、温室効果ガスと呼んでいます。

【か】

カーシェアリング

自動車を共同で利用することによって、自動車による環境への影響を減らし、駐車スペースや交通渋滞の問題を解決しようという取り組みです。

環境基準

大気・水質・土壌・騒音について、人の健康、生活環境を保全するために望ましい目標値として環境基本法に基づいて定められた基準です。あくまで目標とする基準であり、これが守られなかったら、すぐに人の健康などが保全されないということではありません。環境基準を達成するために、事業所などから出る排水や排ガスには二酸化硫黄や二酸化窒素などの排出基準が設けられています。

環境配慮指針

環境の保全等を進めるうえで、市民・事業者・市などの各主体が配慮すべき事項を定めた指針のことです。

環境ホルモン

「外因性内分泌攪乱化学物質」あるいは「ホルモン阻害物質」と呼ばれ、環境中に放出された化学物質で、生体の「性ホルモン」の正常な分泌や働きを阻害したり乱したりする物質のことです。

環境庁の中間報告（1997）では、67種類の化学物質がその疑いがあると報告されています。農薬、プラスチック可逆剤（フタル酸エステル類）、合成樹脂（ビスフェノールA）、界面活性剤（ノニルフェノール）などに含まれます。

環境リスク

化学物質などによる環境汚染が、人の健康や生態系に好ましくない影響を与えるおそれのことです。すぐに被害を起こさなくとも、人の一生という時間や何万種類もの化学物質の複合的な影響を考慮し対応することが重要となっています。

狭さく

自動車のスピードを緩めるため、自動車の通行部分の幅を物理的に狭くする、あるいは視覚的にそう見せかけることにより、ドライバーに注意深い運転を促す工夫のことです。

協働

まちづくりや環境に関する協力体制を示す言葉で、ここでは市民・事業者・行政が、共通の目標を実現するために、心を合わせ、力を合わせ、助け合っていくことを言います。

グリーン購入

再生品や省エネ品など、環境に優しい商品を企業や自治体などが率先して買うことを言います。1996年に当時の環境庁が音頭をとり、企業、自治体、消費者団体が参加してグリーン購入ネットワーク（GPN）を結成しました。また、2001年4月にはグリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）が制定され、国や地方自治体が率先して再製品などを調達することを推進しています。

国分寺崖線

武蔵野台地における武蔵野段丘と立川段丘の境にある古多摩川による河岸段丘のことです。崖線の全長は28kmにおよび、そのうち70ha弱が緑地（うち風致地区、都市計画緑地、緑地保全地区等は20ha）として残っています。国分寺市内では北西部の西町5丁目から光町・内藤を経て、西・東元町・泉町・南町等に位置し、崖高は北西部で4～5m、南東部で15～20mに達し、質の高い屋敷林、傾斜林として、また湧水の噴出場所として貴重な緑地になっています。

高度浄水処理

水道に関しての用語で通常の浄水処理では十分に対応できない臭気物質、トリハロメタン、合成洗剤などの除去を目的として、通常の処理に追加して行う処理。代表的な高度浄水処理としては、オゾン処理、活性炭処理、生物処理等がある。

【さ】

シックハウス

化学物質過敏症・アレルギー・アトピーなど様々な体の不調を引き起こす住まいのことです。シックハウスが原因で引き起こされる体調不良は「シックハウス症候群」と呼ばれています。症状が多様で、症状発生の仕組みなど、未解明な部分が多く、様々な複合要因が考えられます。特に新築やリフォームしたときの建材・接着剤から発せられる大量の化学物質が発症の原因とされ、住まいの環境から起因する化学物質過敏症であるともいわれています。

親水性

河川、湖沼などへの接近性（近づき易さ）を高めたり、場合によっては直接水に触れあえるようにしたり、人々が水辺の景観や自然などに親しみを感じられるような環境が備えられていることを言います。

生産緑地

都市における貴重な緑地の適切な保全を図るため、三大都市圏の特定市の市街化区域内農地において、生産緑地法に基づき指定される緑地のことです。市街化区域内の一定の要件に該当する農地等について、計画的な保全を図るため、建築物の建築、土地の形質の変更等を行う際には市町村長の許可が必要となります。

生体毒性

化学物質などの環境要因が、生体に対して有害な反応を引き起こす性質のことです。

生物多様性

各々の生物には、形態や大きさ、生態、生息地などに驚くほどのちがいがみられます。こうした違いは「多様性」という言葉で表現されます。現代の人間活動(狩猟、森林伐採、廃棄物排出など)は生態系の破壊につながることが多く、多くの生物種にとって脅威となっています。

【た】

地産地消

地元でとれたものを地元で消費することで、地域における交流と経済の循環を高めていく考え方のことです。

【は】

ハンプ

歩行者の多い道路で、車が速度を出せないように路面に凸部を設けたりしたものを言います。

なお必ずしも凸状でなくても、カラー舗装などで視覚的に速度を落とす手段となるもの（イメージハンプ）もあります。

ビオトープ

生物を表す「バイオ（バイオ）」と、場所を表す「トープ（トープ）」を組み合わせたドイツ語の造語で、「生物生息・生育空間」と訳されます。欧米、特にドイツでは先進的な取り組みを行っています。

塀づくり憲章

高木町や本多地区の住民の間で、安全で住みよいまち心の通いあう地域社会を築くために、安全性やコミュニティづくりの面から、ブロック塀をやめて生垣やフェンスなどに変えていくことをうたっている憲章のことです。

【ま】

むかしの井戸

防災の観点から、震災時等に市民が自由に使える自然水（井戸）の確保が重要であることから設置された手押しポンプ式の井戸のことです。市民のふれあいの場としても使えるようにあずま家も設置されています。

名水百選

古くから地域住民の生活にとけ込み、住民自身の手によって保全活動がなされてきた身近で清澄な水を再発見するとともに、広く国民に紹介することを目的として選定された湧水や河川のことです。昭和60年に環境省（当時は環境庁）が全国各地の湧水や河川の中から100箇所を選定しました。

【や】

【ら】

有害化学物質

ダイオキシン類や環境ホルモンなど、人体や生態系に悪影響を及ぼす物質のことです。有害化学物質は、土の中にいる微生物による分解が難しいため、土壌汚染、地下水汚染の原因となっています。

リスク・コミュニケーション

リスク・コミュニケーションとは、あるリスク（危険）について直接間接に関係する人々が意見を交換することです。リスク・コミュニケーションは、どのような結果になるかではなく、意見交換の過程でどのような関係を作っていくかを重視しています。

緑地保全地域

都の「東京における自然の保護と回復に関する条例」に基づく緑地の保全を目的とした自然の樹林地等の指定制度です。現在、都では国分寺崖線に対して3.3haほどを緑地保全地域に指定しています。

国分寺市環境基本計画

平成16年3月

発行：国分寺市環境部自然環境課

国分寺市戸倉1-6-1

電話：042-325-0111 ファックス：042-328-1823

